

第 2 期大船渡市公共施設等総合管理計画

令和 8 年 9 月

大 船 渡 市

目 次

第1	計画の策定に当たって	4
1	策定の趣旨	4
2	計画期間と計画の位置付け	5
3	計画の構成	6
4	対象施設	7
第2	公共施設等の現況及び将来の見通し	8
1	公共施設等の状況	8
(1)	公共建築物の状況	8
(2)	インフラの状況	15
(3)	公共施設等に関する市民意識について	20
2	人口の見通し	26
(1)	総人口の見通し	26
(2)	年齢別人口の見通し	27
3	公共施設等の更新費用等の見込み	29
(1)	財政の状況	29
(2)	公共施設等の更新費用と投資可能見込額について	32
(3)	公共施設等マネジメントの効果（将来負担コストの見通し）	41
4	現状や課題に関する基本認識	43
(1)	公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加	43
(2)	維持管理の効率化とコスト削減の必要性	43
(3)	人口減少に対応した公共施設等の量と質の見直し	43
(4)	将来更新費用の縮減と平準化	44
第3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	45
1	基本的な方向性	45
(1)	公共建築物の総量の削減と機能の最適化	45
(2)	インフラ資産の長寿命化	45
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の推進	46
(1)	大船渡市公共施設マネジメント推進会議の設置	46
(2)	情報管理・共有の推進	46
3	関連計画との整合性	47
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	48
(1)	公共建築物の縮減目標	48
(2)	ヒアリング内容を踏まえた公共建築物の削減見込み	48

(3)	公共建築物及びインフラに対する共通の考え方	49
(4)	公共建築物に関する方針	50
(5)	インフラに関する方針	52
(6)	総務省から示された項目別の方針	53
(7)	フォローアップの方針	56
第4	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	57
1	施設類型	57
2	施設類型別の方針	58
(1)	市民文化系施設	58
(2)	社会教育系施設	60
(3)	スポーツ・レクリエーション系施設	61
(4)	産業系施設	63
(5)	学校教育系施設	64
(6)	子育て支援施設	66
(7)	保健・福祉施設	67
(8)	医療施設	67
(9)	行政系施設（庁舎等）	68
(10)	行政系施設（消防施設）	69
(11)	公営住宅	71
(12)	その他施設	73
(13)	公園施設	75
(14)	上下水道施設	76
(15)	道路	77
(16)	橋りょう	77
(17)	漁港	77
(18)	公園	78

※端数処理や四捨五入等の関係上、グラフや表に記載の
数字の合計が一致しない場合があります。

第1 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

全国的に公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となっている中、国においては、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）で「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところであり、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

本市においては、公共施設等の老朽化と財政の厳しさを背景に、国の方針を踏まえ、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に進め、財政負担の軽減と平準化を図るため、平成29年3月、令和8年度までを計画期間とする現行の「大船渡市公共施設等総合管理計画（以下「第1期計画」という。）」を策定しました。

第1期計画では、公共施設等の適切な維持保全と財政負担の軽減の両立を図るため、公共建築物の縮減目標を15,950 m²、整備費用の縮減目標を66億円に設定し、中長期的な視点を持って、公共施設等の更新費用の縮減や機能の最適化に取り組んでおり、令和8年度末時点の実績は、当初の縮減目標に対し、面積は16,868 m²、整備費用は約132億円と見込まれます。

一方で、第1期計画策定以降、人口減少や施設の老朽化に加え、DXの進展や自然災害の激甚化・頻発化など、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。

今回、第1期計画が令和8年度末で期間満了となることから、中長期的な視点に基づいた取組方針や将来の施設総量に関する目標等について見直しを行い、令和9年度から令和18年度までを計画期間とする、第2期大船渡市公共施設等総合管理計画（以下「第2期計画」という。）を策定します。

これにより、国・県の動向と歩調を合わせながら、将来にわたり、安心で活力ある公共施設等の総合的な管理を推し進めます。

2 計画期間と計画の位置付け

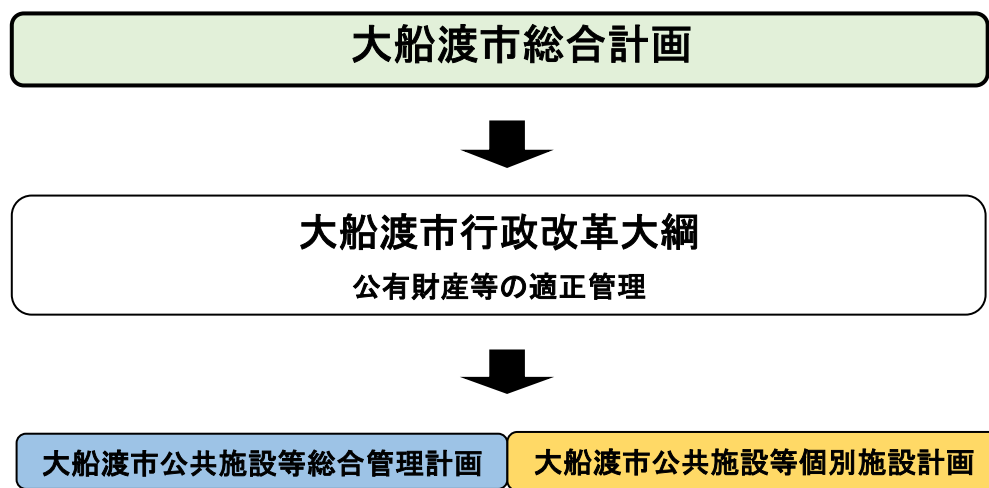
(1) 計画期間

計画期間を令和9年度から令和18年度までの10年間とします。

(2) 計画の位置付け

第2期計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、本市の各施設の最適管理に向けた基本的な考え方を示すものです。

また、併せて策定する「第2期公共施設等個別施設計画（以下「第2期個別施設計画」という。）」とともに、本市の最上位計画である大船渡市総合計画を公共施設等の適正管理の観点から下支えするとともに、行政改革の一端を担うものと位置付けます。



計画の位置付け

3 計画の構成

第2期計画の構成は、以下のとおりとします。

表1 計画の構成

構成	
第1 計画の策定に当たって	1 策定の趣旨
	2 計画期間と計画の位置付け
	3 計画の構成
	4 対象施設
第2 公共施設等の現況及び将来の見通し	1 公共施設等の状況
	2 人口の見通し
	3 公共施設等の更新費用等の見込み
	4 現状や課題に関する基本認識
第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	1 基本的な方向性
	2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の推進
	3 関連計画との整合性
	4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	1 施設類型
	2 施設類型別の方針

4 対象施設

第2期計画の対象施設は、本市が保有する建物に加え、道路などのインフラ資産を含むものとし、施設の分類は、総務省が公開する「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠します。

表2 対象施設一覧

	大分類	中分類	施設名称例
公共建築物	市民文化系施設	集会施設	市民交流館・カメラホール
			公民館、集会所
			まなびとつどいの家
		文化施設	市民文化会館
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	博物館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館
			野球場、グラウンド
			テニスコート、弓道場
			B & G 海洋センター
		レクリエーション施設・観光施設	旧三陸町観光センター、碓氷海岸レストハウス
			さんりく陶芸工房
	産業系施設	産業系施設	鹿の森公園、フレアイランド尾崎岬
			魚市場
			畜産施設、加工施設
			三陸ふるさと物産センター
			職業訓練センター
			シーパル大船渡
	学校教育系施設	学校教育系施設	世界の橋館・碓氷
			小学校
	子育て支援施設	こども園	中学校
			給食センター
	保健・福祉施設	幼児・児童施設	こども園
			放課後児童クラブ
	医療施設	医療施設	保健センター、Y・Sセンター
			診療所
	行政系施設	庁舎等	市庁舎
			支所
		消防施設	倉庫
			防災センター
	公営住宅	公営住宅	消防屯所
			市営住宅
	その他施設	その他施設	鉄道施設
			教職員住宅、医師住宅
			斎場、墓園
			公衆トイレ
インフラ	公園施設	公園施設	旧学校施設
			休憩舎、トイレ
	上下水道施設	上水道施設	水源、浄水場、ポンプ場、配水池
			下水処理場
	道路	道路	下水道施設
			市道
	上水道	上水道（管路）	橋りょう
			橋りょう
	下水道	下水道（管路）	上水道
			公共下水道
	漁港	漁港	漁業集落排水
			漁港
公園	公園	公園	街路公園
			近隣公園
			都市緑地

第2 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の状況

(1) 公共建築物の状況

ア 施設類型別の公共建築物の保有量

(ア) 本市の保有する公共建築物の施設数は 282 施設、建物数は 569 棟であり、総面積は約 250,335 m²となっています。(8 年度末見込み)

(イ) 延べ床面積の内訳は、多い順から学校教育系施設が 75,659 m² (30.2%)、公営住宅 56,534 m² (22.6%)、産業系施設 26,013 m² (10.4%)、市民文化系施設 24,609 m² (9.8%)、スポーツ・レクリエーション系施設 17,632 m² (7.0%) となっています。

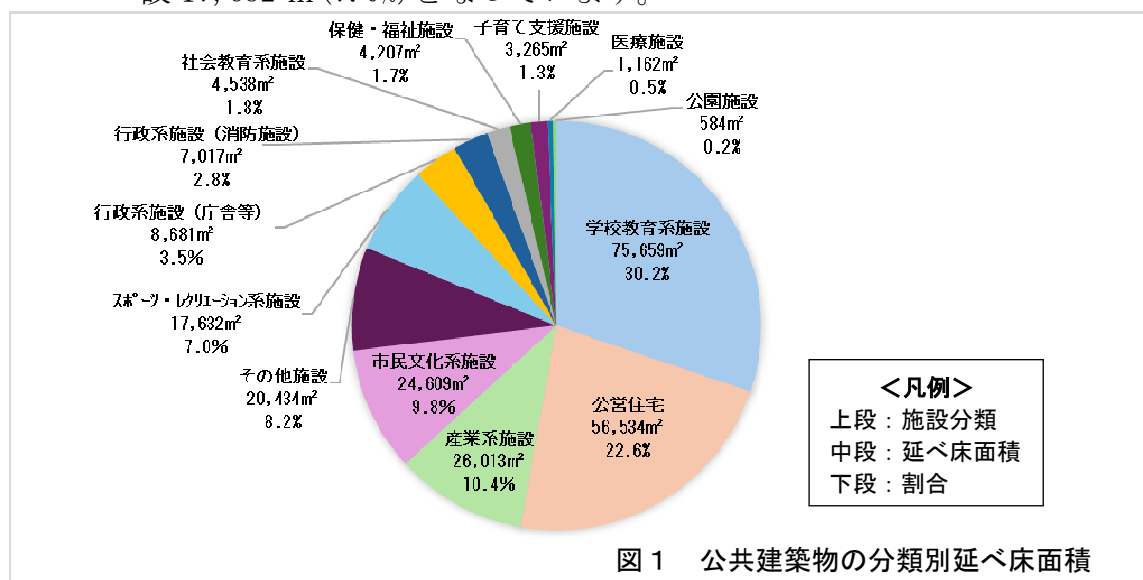


図1 公共建築物の分類別延べ床面積

表3 公共建築物の分類別延べ床面積（面積順）

大分類	保有面積 (m ²)	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)	大分類	保有面積 (m ²)	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)
学校教育系施設	75,659	18	102	30.2%	行政系施設（消防施設）	7,017	46	47	2.8%
公営住宅	56,534	36	131	22.6%	社会教育系施設	4,538	7	7	1.8%
産業系施設	26,013	13	27	10.4%	保健・福祉施設	4,207	2	4	1.7%
市民文化系施設	24,609	39	42	9.8%	子育て支援施設	3,265	12	12	1.3%
その他施設	20,434	34	63	8.2%	医療施設	1,162	3	4	0.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	17,632	32	84	7.0%	公園施設	584	35	36	0.2%
行政系施設（庁舎等）	8,681	5	10	3.5%					
合計						250,335	282	569	100.0%

※一つの施設の中に独立した棟の建物が複数ある場合や、複数の施設が一つの建物に入っている場合があるため、施設数と建物数を分けて記載している。

[参考]所属部署別保有施設面積

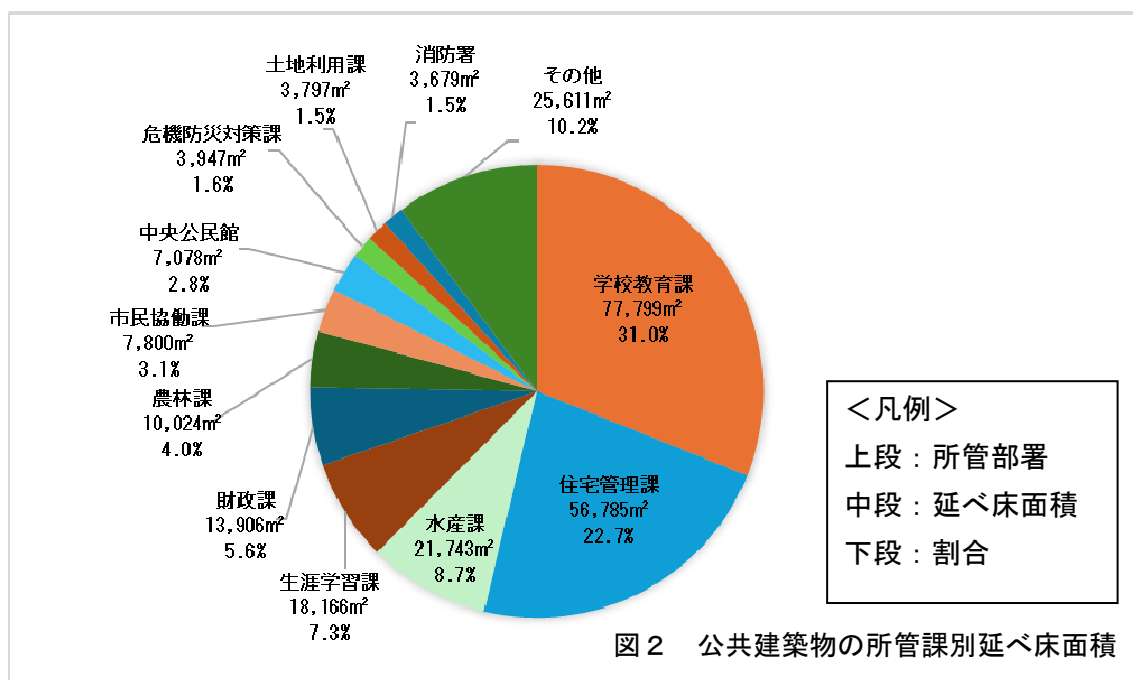


表4 公共建築物の所属部署別延べ床面積(面積順)

所管部署	保有面積 (㎡)	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)	所管部署	保有面積 (㎡)	施設数 (施設)	建物数 (棟)	面積割合 (%)
学校教育課	77,799	22	106	31.0%	観光交流課	3,295	16	19	1.3%
住宅管理課	56,785	38	133	22.7%	こども家庭センター	3,265	12	12	1.3%
水産課	21,743	13	17	8.7%	博物館	2,283	3	3	0.9%
生涯学習課	18,166	13	21	7.3%	北部学校給食センター	1,929	5	11	0.8%
財政課	13,906	5	18	5.6%	商工企業課	1,390	3	3	0.6%
農林課	10,024	26	77	4.0%	国保医療課	1,239	4	5	0.5%
市民協働課	7,800	2	11	3.1%	市民環境課	1,052	2	4	0.4%
中央公民館	7,078	7	10	2.8%	吉浜地域振興出張所	977	2	1	0.4%
危機防災対策課	3,947	5	6	1.6%	綾里地域振興出張所	974	2	1	0.4%
土地利用課	3,797	37	38	1.5%	教育総務課	840	4	4	0.3%
消防署	3,679	45	45	1.5%	三陸支所	819	1	1	0.3%
地域福祉課	3,693	1	3	1.5%	健康推進課	514	1	1	0.2%
港湾振興課	3,341	13	19	1.3%					
合計						250,335	282	569	100.0%

※保有面積上位11部署以外は「その他」として、グラフ(図2)に表記している。

イ 建築年度別の公共建築物の保有量

(ア) 本市の公共建築物のうち旧耐震基準が適用されていた昭和 56 年以前に整備された施設は、主に学校教育系施設や社会教育系施設が多く、東日本大震災後の平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間に
おいては、施設の建て替えや新設が影響し、9 万㎡を超える延べ床面積となっています。

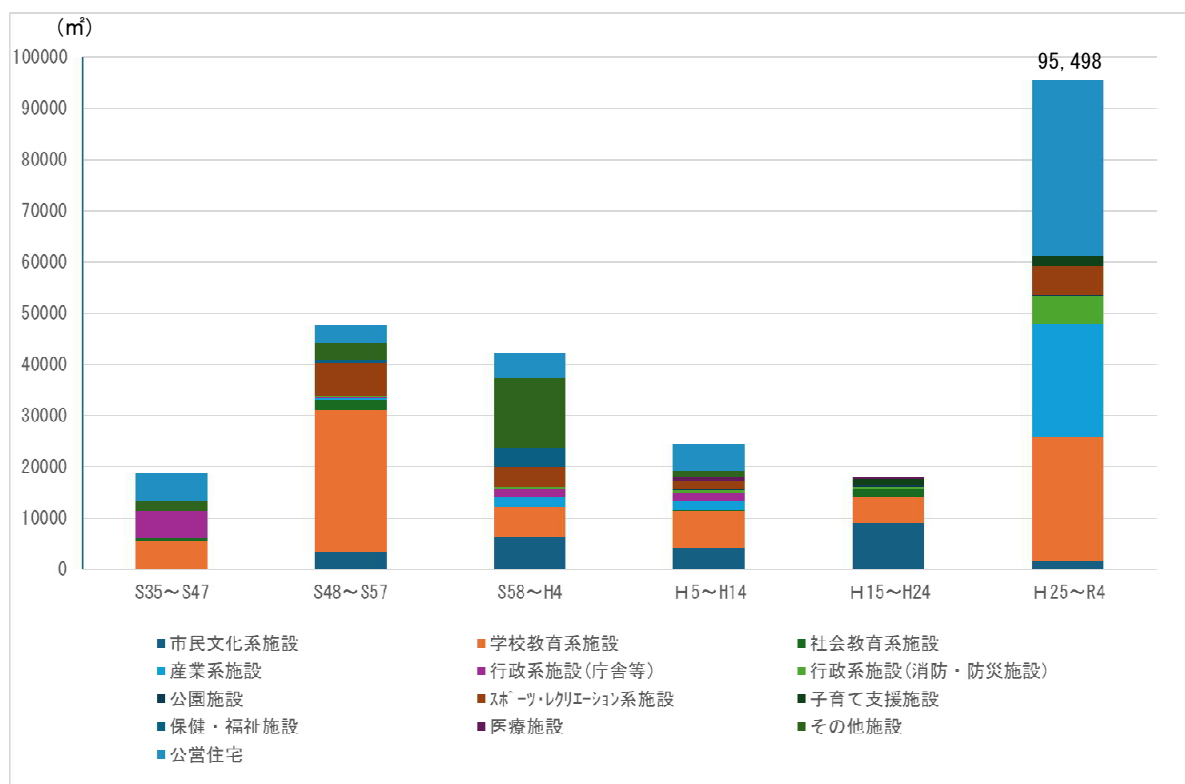


図 3 公共建築物の建築年度別延べ床面積の推移

(イ) 本市の公共施設等においては、築40年以上50年未満の建築物が50,518㎡(94棟)、築50年以上の建築物が33,514㎡(97棟)となっており、老朽化が懸念される築30年以上の建築物の延べ床面積割合は、48.4%となっています。

図4-1 公共建築物の築年数別延べ床面積

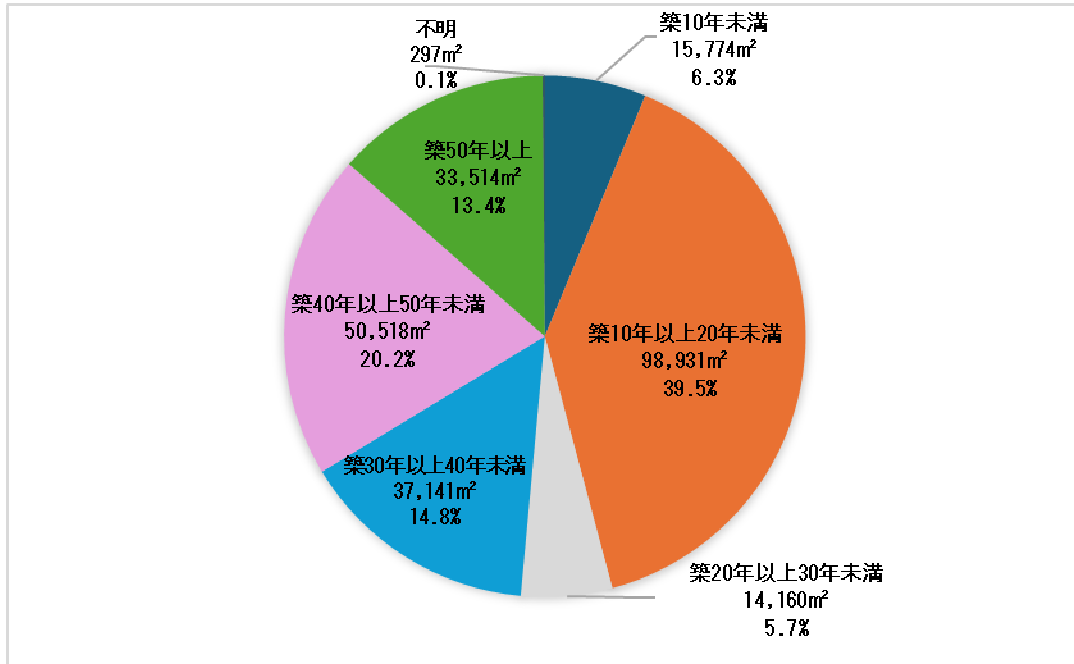


図4-2 公共建築物の築年数別建物数

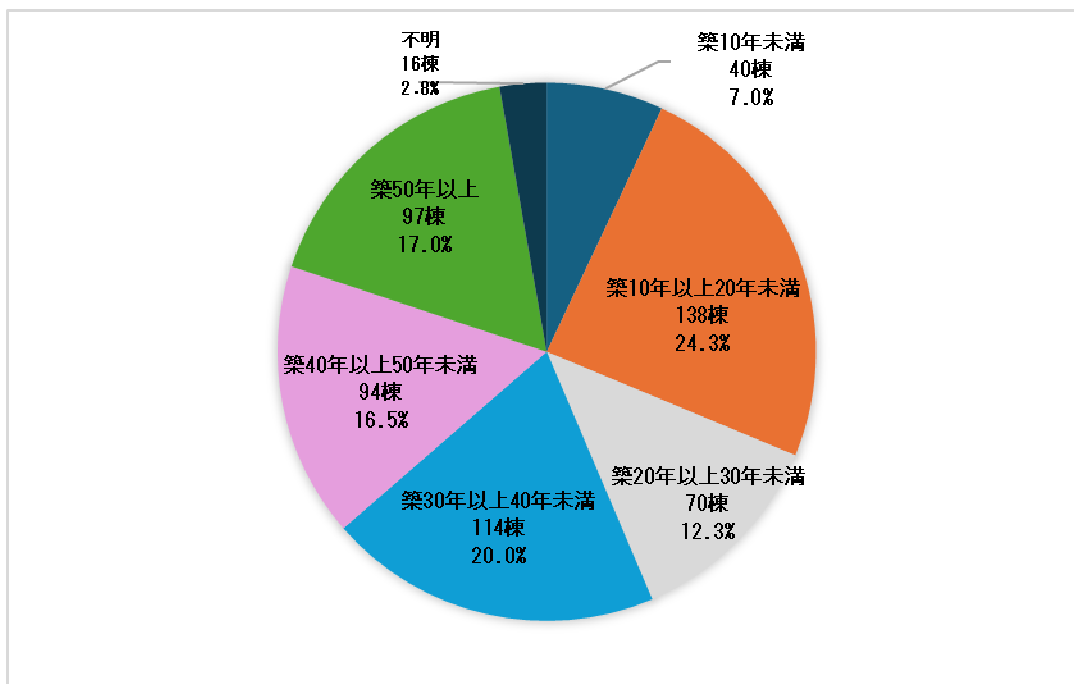


表 5 築 50 年を経過した公共建築物

施設名	建物名	建築年	築年数	面積 (㎡)	施設名	建物名	建築年	築年数	面積 (㎡)
立根生活改善センター	むらづくり研修施設	1973	54	339	大船渡北学校給食共同調理場	学校給食調理場	1975	52	168
文化財収蔵庫	収蔵庫	1965	62	132	大船渡市役所本庁舎	庁舎	1970	57	5,230
綾里倉庫 (旧綾里地区公民館)	資料保管庫	1972	55	478	地ノ森団地	住宅	1960	67	451
市営球場	スタンド	1964	63	-	〃	住宅	1963	64	683
体育センター	施設管理事務所	1976	51	317	中井団地	住宅	1964	63	410
三陸体育館	体育館	1975	52	992	〃	住宅	1965	62	261
基石海岸レストハウス	店舗	1973	54	1,062	沢田団地	住宅	1965	62	430
盛小学校	屋内運動場	1973	54	982	〃	住宅	1966	61	410
〃	プール専用更衣室	1970	57	15	佐野団地	住宅	1968	59	690
末崎小学校	校舎 (管理・教室棟)	1972	55	1,749	堀之内団地	住宅	1974	53	463
〃	校舎 (管理・教室棟)	1972	55	2,101	〃	住宅	1974	53	463
〃	校舎 (教室棟)	1971	56	567	〃	住宅	1976	51	399
〃	校舎 (倉庫)	1972	55	133	〃	住宅	1976	51	184
〃	倉庫	1973	54	61	菅生団地	住宅	1967	60	690
〃	プール専用付属室	1973	54	36	〃	住宅	1972	55	299
猪川小学校	屋内運動場 (便所・倉庫)	1976	51	62	桑原団地	住宅	1977	50	613
〃	屋内運動場	1976	51	876	長安寺団地	住宅	1969	58	430
〃	プール専用付属室	1977	50	14	〃	住宅	1970	57	299
日頃市小学校	倉庫	1967	60	132	〃	住宅	1971	56	430
大船渡北小学校	校舎	1976	51	1,169	三陸鉄道 綾里駅	待合所	1970	57	15
〃	校舎	1975	52	1,358	三陸鉄道 串嶺駅	待合所	1973	54	15
〃	校舎 (普通教室棟)	1974	53	1,920	三陸鉄道 三陸駅	待合所	1973	54	15
〃	校舎	1974	53	362	丸森墓園	トイレ	1972	55	5
〃	校舎 (管理棟)	1974	53	987	旧蛸ノ浦小学校	校舎	1970	57	802
〃	屋内運動場	1976	51	1,106	〃	校舎	1970	57	1,203
〃	屋内運動場 (便所)	1976	51	23	〃	校舎 (会議室)	1971	56	75
〃	倉庫	1975	52	12	〃	屋内運動場	1974	53	553
〃	プール専用機械室	1976	51	13	〃	屋内運動場	1974	53	24
〃	プール専用トイレ、更衣室	1976	51	50	〃	プール専用付属室	1973	54	20
綾里小学校	屋内運動場	1973	54	750	宮ノ前公園	トイレ	1970	57	1
								合計	33,529

※一つの建物で複数棟を有する場合があります。

ウ 地区別の公共建築物の保有量

本市の公共建築物は、大船渡地区や盛地区に行政系施設や市民文化系施設、産業系施設が集中して立地しています。2地区における公共建築物の延べ床面積合計は、10万㎡以上と多くなっています。

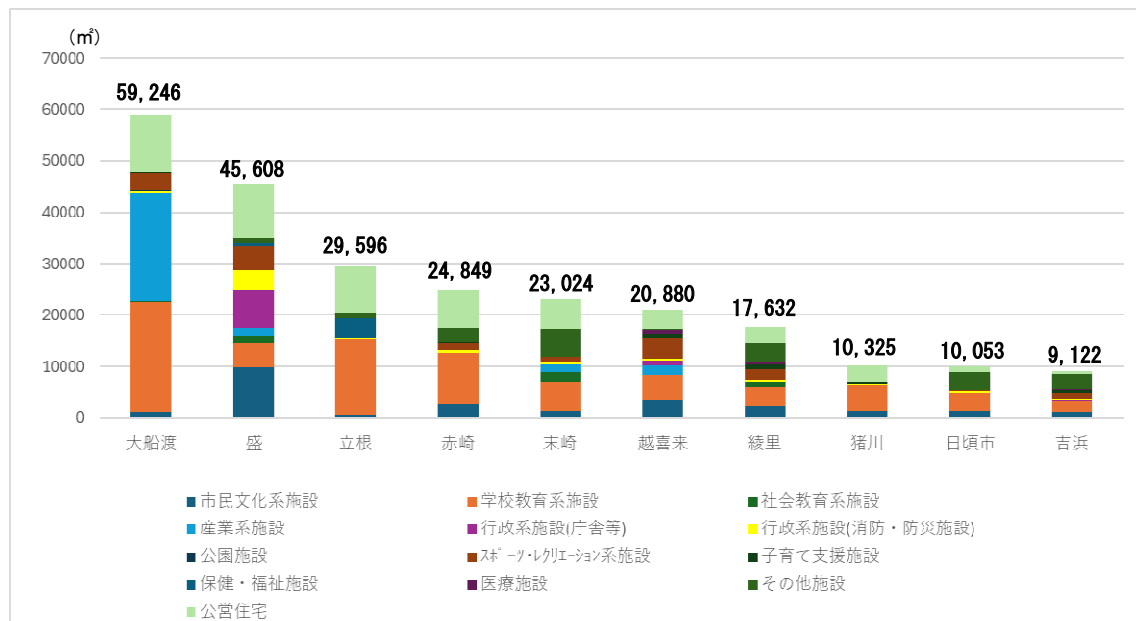


図 5 地区別施設類型別の公共建築物の保有量

エ 公共建築物の耐震化状況

(ア) 本市の公共建築物で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の特定既存耐震不適格建築物に該当する施設については、おおむね耐震診断及び耐震改修が実施されている状況です。

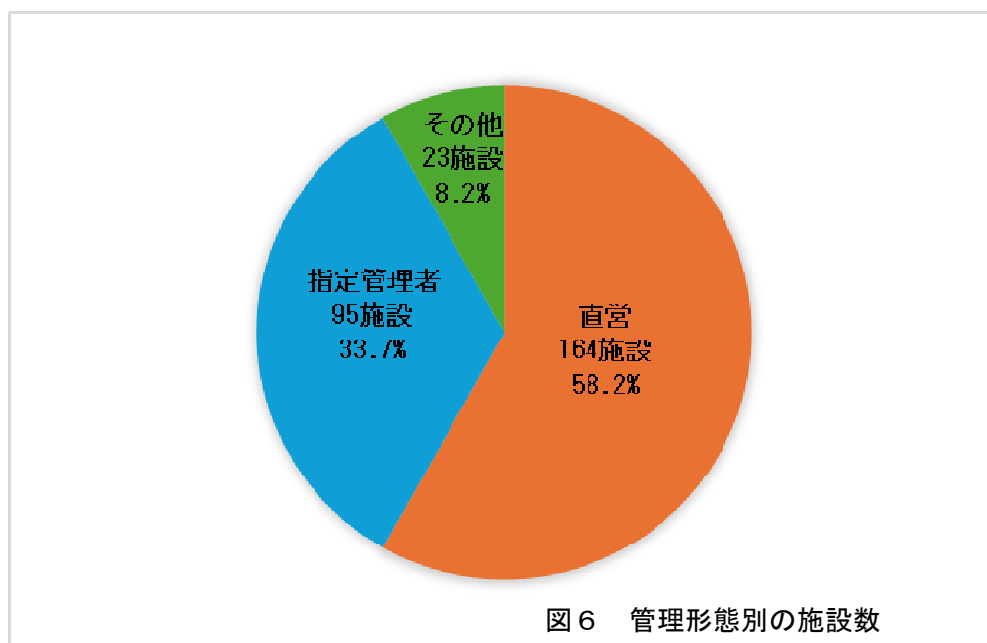
(イ) 耐震改修が必要と診断された施設のうち耐震改修の実施予定がない施設は、1施設のみとなっています。

表 6 公共建築物の耐震化状況（令和 7 年度末時点）

所管部署	施設名	建物名	建築年次	延べ床面積	階数	耐震診断	耐震改修
学校教育課	旧蛸ノ浦小学校	校舎	S45	802 m ²	3	実施済	未実施
		校舎	S45	1,203 m ²	3	実施済	未実施
		屋内運動場	S49	553 m ²	2	実施済	未実施

オ 公共施設等の管理運営状況

- (ア) 公共施設等の管理形態のうち、直営で管理している施設が 58.2% (164 施設)、指定管理者に管理を委託している施設が 33.7% (95 施設)、その他の管理形態をとっている施設が 8.2% (23 施設) となっています。



- (イ) 本市では、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、公営住宅や体育施設、魚市場などの施設管理を指定管理者に任せています。また、地域の集会施設では、地元の町内会等が指定管理者となっています。

- (ウ) その他の管理形態は、下表のとおりです。

表 7 管理形態「その他」の内訳

	施設名	管理形態		施設名	管理形態
1	北部学校給食センター	調理業務委託	13	三陸鉄道 盛駅	使用貸借契約
2	放課後児童クラブさくらりっこ	業務委託	14	陸前赤崎駅	使用貸借契約
3	放課後児童クラブうみねこキッズ	業務委託	15	綾里駅	使用貸借契約
4	末崎小学校学童保育会 希望の丘	業務委託	16	恋し浜駅	使用貸借契約
5	にこにこ浜っ子クラブ	業務委託	17	甫嶺駅	使用貸借契約
6	放課後児童クラブキッズクラブいかわ	業務委託	18	三陸駅	使用貸借契約
7	放課後児童クラブたっせ学童クラブ	業務委託	19	三陸鉄道運行本部大船渡派出所	使用貸借契約
8	五葉キッズ	業務委託	20	旧三陸町観光センター	使用貸借契約
9	放課後児童クラブ ゆうゆう	業務委託	21	大船渡港コンテナ用上屋倉庫	業務委託
10	りょうりキッズ	業務委託	22	碓石海岸レストハウス	行政財産として使用許可
11	キッピン学童クラブ	業務委託	23	防災センター	業務委託
12	おきらい放課後クラブ	業務委託			

(2) インフラの状況

ア 道路

道路としては、市道約 630km、農道約 2.5km、林道約 140km を有しており、道路の約 8 割を市道が占めています。市道の道路敷面積は 4,789,644 m²となっています。

表 8 道路区分別の路線数、道路延長、面積 (資料：道路台帳、農道台帳、林道台帳)

(令和 6 年度末現在)

道路区分		路線数	総延長 (m)	道路敷面積 (m ²)
市道	1 級	39	73,612	729,944
	2 級	61	88,331	712,332
	その他	1,382	468,369	3,344,872
	独立専用自歩道	12	637	2,496
	計	1,494	630,949	4,789,644
農道		5	2,536	—
林道		43	139,644	—
合計延長		1,542	773,129	—

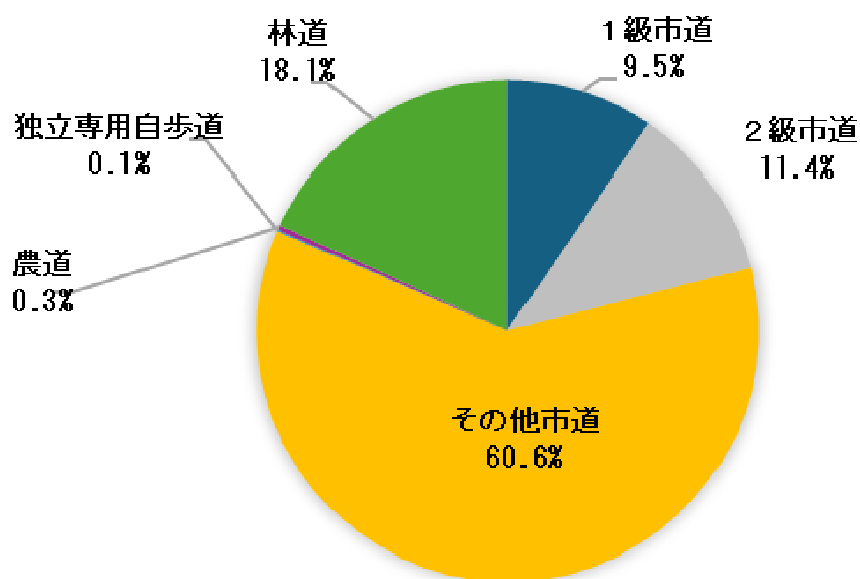


図 7 道路区分別の割合 (資料：道路台帳、農道台帳、林道台帳)

イ 橋りょう

橋りょうは、299 橋 (27,084.7 m²) を有しており、15m以上の橋りょうが 49 橋 (16.4%)、15m未満の橋りょうが 250 橋 (83.6%) となっています。

表9 橋りょうの長さ区分別橋数、面積 (資料：市橋梁長寿命化修繕計画)

(令和6年度末現在)

	橋数		面積 (m ²)	
		割合		割合
5m 未満	130	43.5%	2,461.6	9.1%
5～15m	120	40.1%	5,579.3	20.6%
15～30m	25	8.4%	3,148.9	11.6%
30～50m	15	5.0%	4,052.3	15.0%
50～100m	5	1.7%	2,708.1	10.0%
100m 以上	4	1.3%	9,134.5	33.7%
合計	299	100%	27,084.7	100%

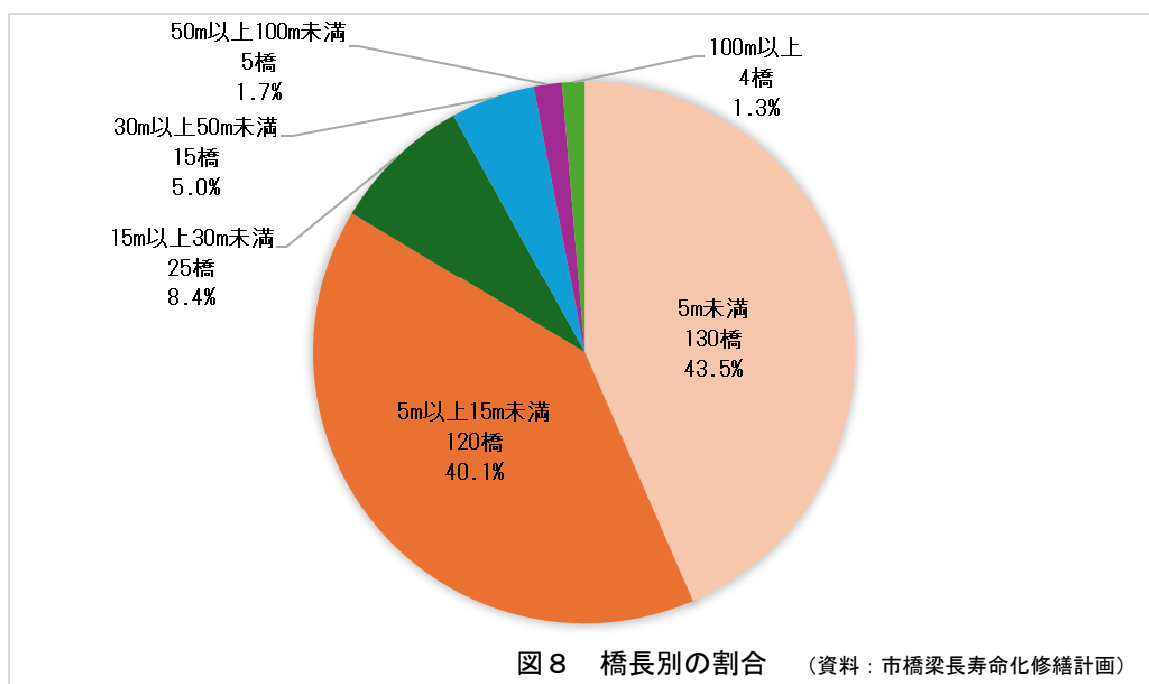


図8 橋長別の割合 (資料：市橋梁長寿命化修繕計画)

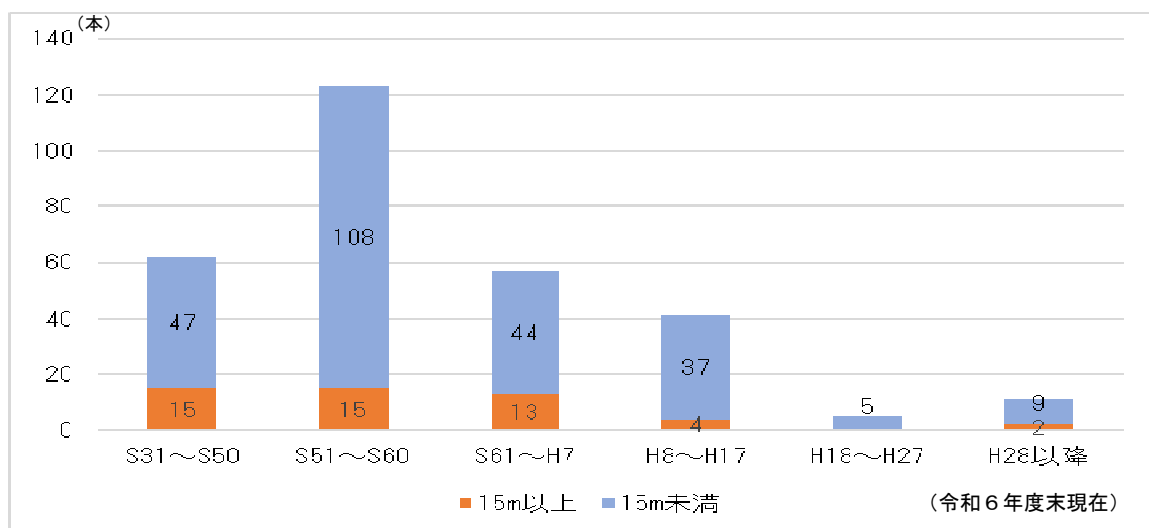


図9 橋りょうの年度別整備橋数 (資料：市橋梁長寿命化修繕計画)

ウ 上水道

上水道は、管路約 417km が整備されています。令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で、約 25km が整備されています。

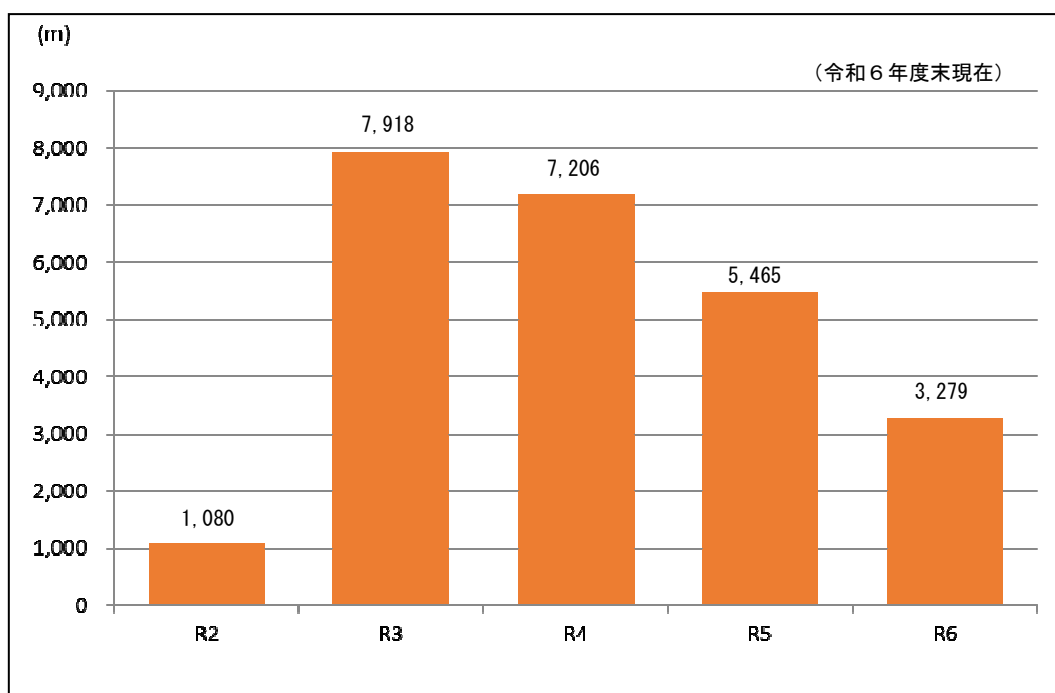


図 10 上水道の管路の年度別整備延長 (資料：水道課提供資料)

エ 下水道

(ア) 下水道は、管路約 178km が整備されており、公共下水道（污水）の管路が約 164km、漁業集落排水の管路が約 14km となっています。

(イ) 公共下水道（污水）の管路は、平成 29 年度に約 19km と最も多く整備されています。

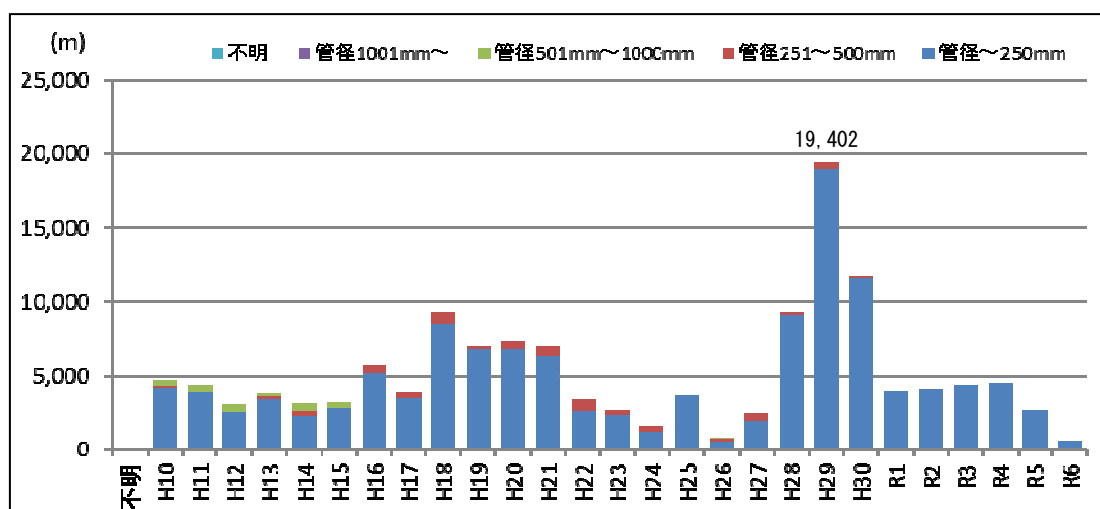


図 11-1 下水道の年度別整備延長（公共下水道）

(資料：下水道課提供資料)

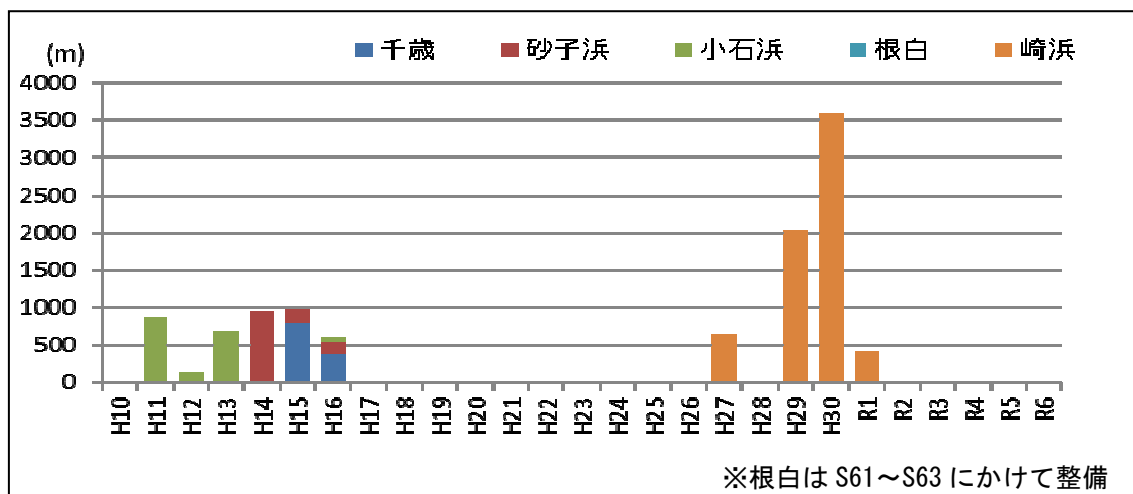


図 11-2 下水道の年度別整備延長 (漁業集落排水)

(資料：下水道課提供資料)

オ 公園

公園は、街区公園が 30 か所 (7.28ha)、近隣公園が 5 か所 (5.78ha)、都市緑地が 3 か所 (13.99ha) となっています。

表 10 公園の種別の箇所数及び面積

種別	箇所数	面積 (ha)
街区公園	30	7.28
近隣公園	5	5.78
都市緑地	3	13.99

カ 漁港

漁港は、16 か所となっています。

表 11 漁港の箇所数

種別	箇所数
第一種	16

【参考】有形固定資産減価償却率(令和7年度末時点)

土地以外の有形固定資産の老朽化を表す指標であり、本市が保有する公共施設等が、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか、資産老朽化のおおよその度合いを測ることができます。

	有形固定資産減価償却率(%)	(参考) 類似団体平均値(%)
平成29年度	39.3	58.7
平成30年度	40.5	59.9
令和元年度	36.8	60.1
令和2年度	36.6	61.8

資料：岩手県 県内市町村の財政状況資料集
(令和2年度までの数値が公表されている。)

有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

= 減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)

※100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示します。

※類似団体とは、「人口」及び「産業構造等」により全国の市町村をグループに分類し、本市と同じグループに属する団体を指します。

(3) 公共施設等に関する市民意識について

本市が保有する施設等について、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化等を行うため、第2期計画を策定するに当たり、計画策定の参考資料とするため、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

ア 調査概要

(ア) 実施期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月26日（月）まで

(イ) 調査対象者

市内在住者

(ウ) 調査方法

市SNSや市広報により、調査対象者への周知を行った上で、インターネットを活用したアンケートにて回答を得ました。

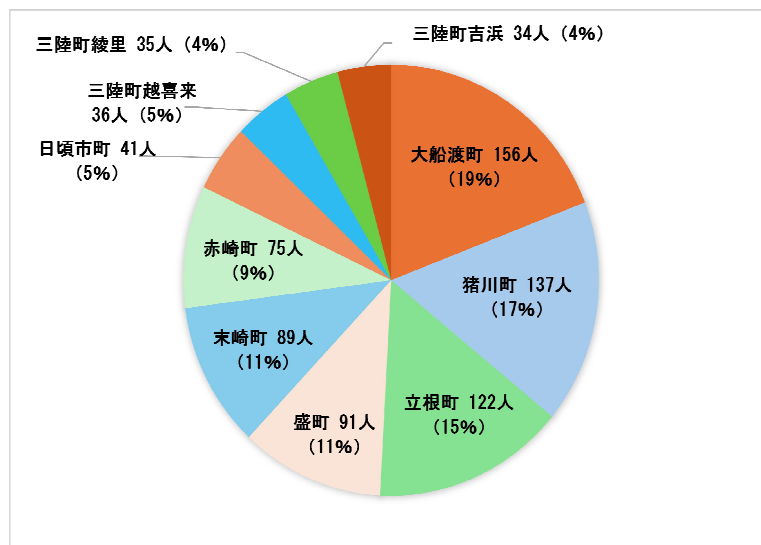
(エ) 回収数

816件

イ 調査結果

問1 お住まいの地区はどちらですか？

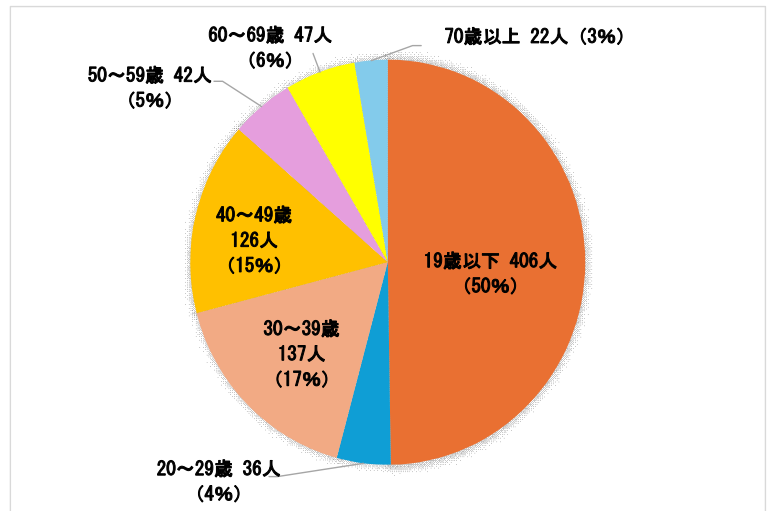
町名	回答人数
大船渡町	156
猪川町	137
立根町	122
盛町	91
末崎町	89
赤崎町	75
日頃市町	41
三陸町越喜来	36
三陸町綾里	35
三陸町吉浜	34



回答者の居住地区については、「大船渡町」が19%と最も多く、次いで、「猪川町」が17%、「立根町」が15%となっています。旧三陸町地区（綾里、越喜来、吉浜）在住の回答者は、13%となっています。

問2 年齢を教えてください。

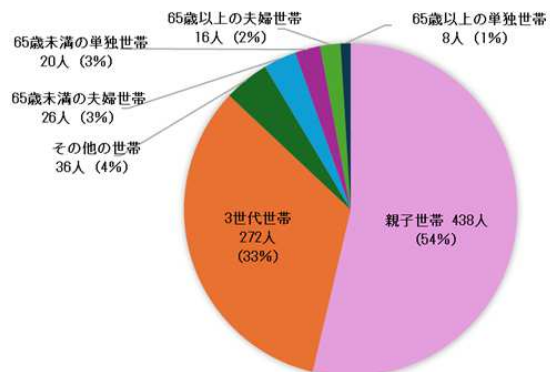
年齢層	回答人数
19 歳以下	406
20～29 歳	36
30～39 歳	137
40～49 歳	126
50～59 歳	42
60～69 歳	47
70 歳以上	22



回答者の年齢については、「19 歳以下」が最も多く、50%を占めています。次いで、「30～39 歳」が 17%、「40～49 歳」が 15%となっています。

問3 世帯構成はどれですか？

世帯構成	回答人数
親子世帯	438
3 世代世帯	272
その他の世帯	36
65 歳未満の夫婦世帯	26
65 歳未満の単独世帯	20
65 歳以上の夫婦世帯	16
65 歳以上の単独世帯	8

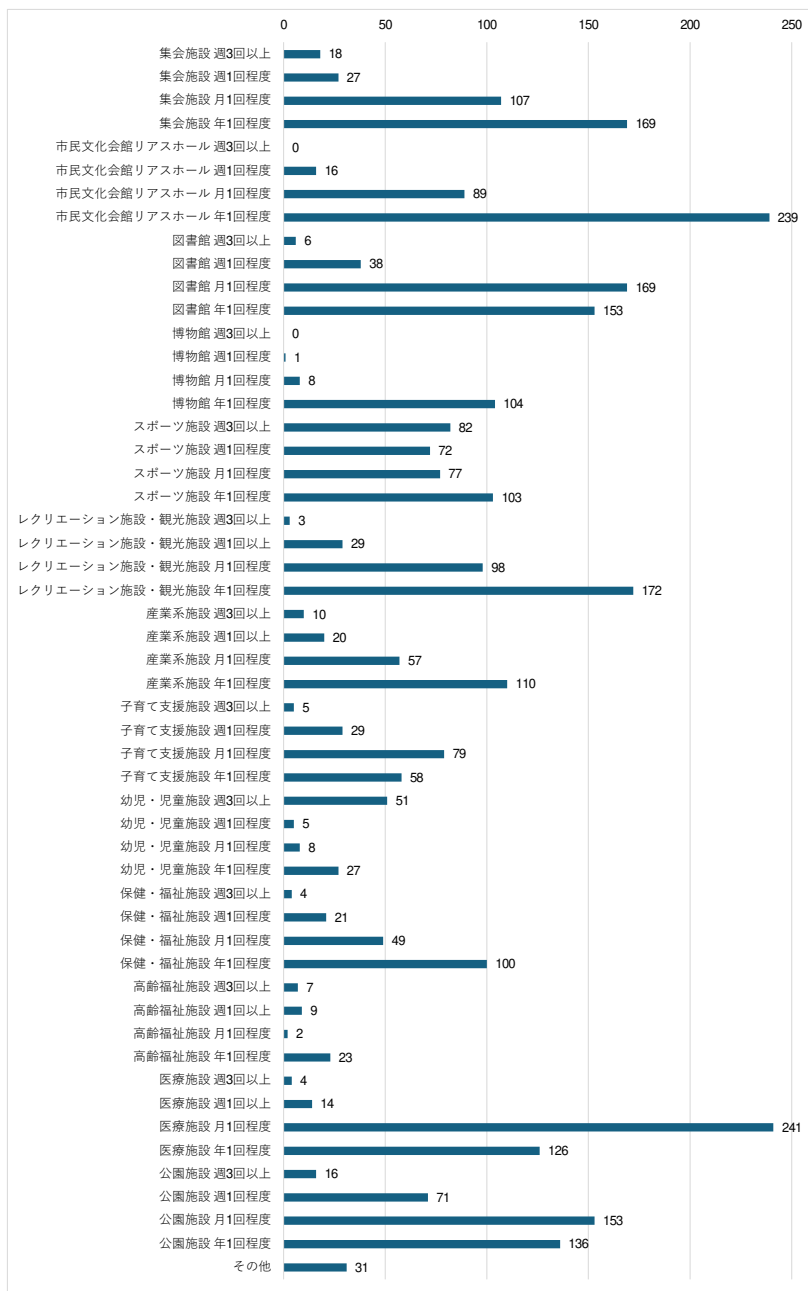


回答者の世帯構成については、「親子世帯」が最も多く、54%となっています。次いで、「3 世代世帯」が 33%、「その他の世帯」が 4 %となっています。

問4 利用する市の施設はどれですか？

また、その施設の利用頻度はどれくらいですか？（複数回答可）

施設及び利用頻度	回答人数
集会施設 週3回以上	18
集会施設 週1回程度	27
集会施設 月1回程度	107
集会施設 年1回程度	169
市民文化会館リ阿斯ホール 週3回以上	0
市民文化会館リ阿斯ホール 週1回程度	16
市民文化会館リ阿斯ホール 月1回程度	89
市民文化会館リ阿斯ホール 年1回程度	239
図書館 週3回以上	6
図書館 週1回程度	38
図書館 月1回程度	169
図書館 年1回程度	153
博物館 週3回以上	0
博物館 週1回程度	1
博物館 月1回程度	8
博物館 年1回程度	104
スポーツ施設 週3回以上	82
スポーツ施設 週1回程度	72
スポーツ施設 月1回程度	77
スポーツ施設 年1回程度	103
レクリエーション施設・観光施設 週3回以上	3
レクリエーション施設・観光施設 週1回以上	29
レクリエーション施設・観光施設 月1回程度	98
レクリエーション施設・観光施設 年1回程度	172
産業系施設 週3回以上	10
産業系施設 週1回以上	20
産業系施設 月1回程度	57
産業系施設 年1回程度	110
子育て支援施設 週3回以上	5
子育て支援施設 週1回程度	29
子育て支援施設 月1回程度	79
子育て支援施設 年1回程度	58
幼児・児童施設 週3回以上	51
幼児・児童施設 週1回程度	5
幼児・児童施設 月1回程度	8
幼児・児童施設 年1回程度	27
保健・福祉施設 週3回以上	4
保健・福祉施設 週1回程度	21
保健・福祉施設 月1回程度	49
保健・福祉施設 年1回程度	100
高齢福祉施設 週3回以上	7
高齢福祉施設 週1回以上	9
高齢福祉施設 月1回程度	2
高齢福祉施設 年1回程度	23
医療施設 週3回以上	4
医療施設 週1回以上	14
医療施設 月1回程度	241
医療施設 年1回程度	126
公園施設 週3回以上	16
公園施設 週1回程度	71
公園施設 月1回程度	153
公園施設 年1回程度	136
その他	31

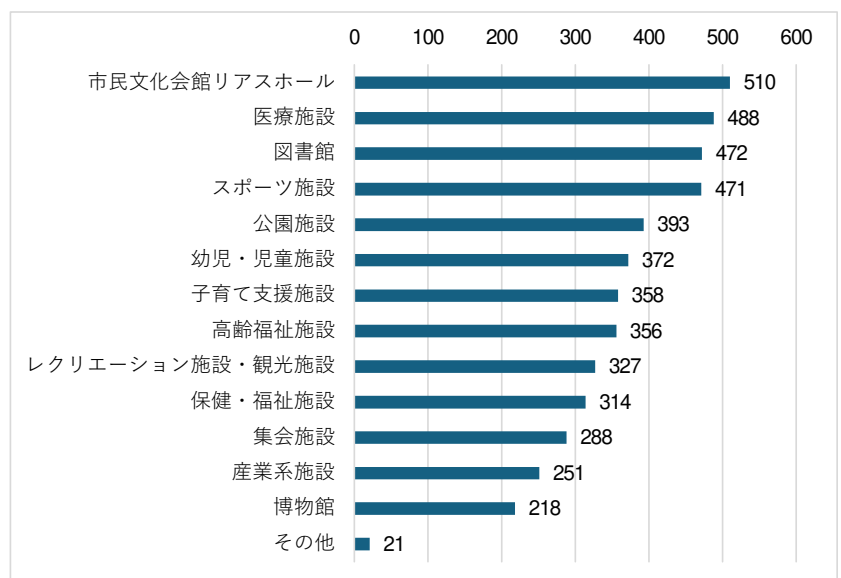


保健・福祉施設 週3回以上	4
保健・福祉施設 週1回程度	21
保健・福祉施設 月1回程度	49
保健・福祉施設 年1回程度	100
高齢福祉施設 週3回以上	7
高齢福祉施設 週1回以上	9
高齢福祉施設 月1回程度	2
高齢福祉施設 年1回程度	23
医療施設 週3回以上	4
医療施設 週1回以上	14
医療施設 月1回程度	241
医療施設 年1回程度	126
公園施設 週3回以上	16
公園施設 週1回程度	71
公園施設 月1回程度	153
公園施設 年1回程度	136
その他	31

市有施設の利用については、「医療施設 月1回程度」が最も多く、241人が回答しています。次いで、「市民文化会館 リアスホール 年1回程度」が239人、「レクリエーション施設・観光施設 年1回程度」が172人となっています。医療施設や公園施設の利用者が多い一方で、高齢福祉施設や幼児・児童施設の利用者は限定されるため、少数となっています。「その他」では、利用しないとの回答が多くを占めているほか、避難が必要な時に地区公民館を利用するとの回答がありました。

問5 今後も（40年程度）、現在の規模を維持しなければならないと考えられる市の施設はどれですか？（複数回答可）

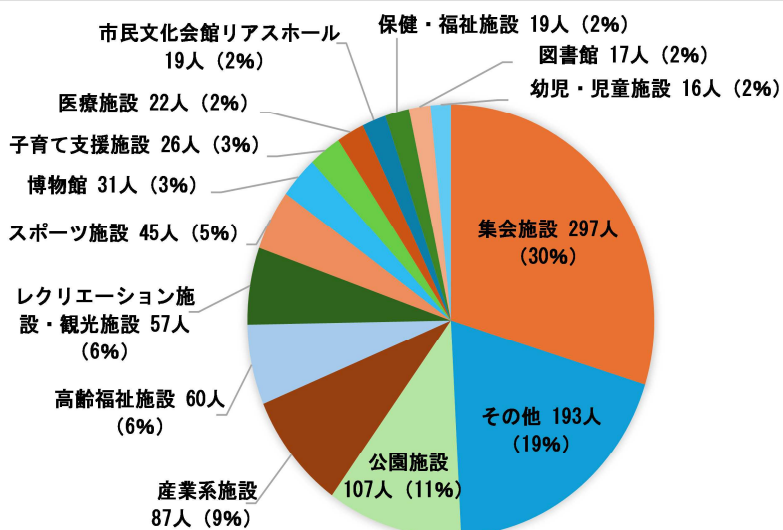
施設分類	回答人数
市民文化会館 リアスホール	510
医療施設	488
図書館	472
スポーツ施設	471
公園施設	393
幼児・児童施設	372
子育て支援施設	358
高齢福祉施設	356
レクリエーション 施設・観光施設	327
保健・福祉施設	314
集会施設	288
産業系施設	251
博物館	218
その他	21



今後40年程度、現在の規模を維持する必要がある施設について、「市民文化会館リアスホール」が最も多く、510人が回答しています。次いで、「医療施設」が488人、「図書館」が472人となっています。問4において、利用する施設としての回答は少数であったものの、本設問において「幼児・児童施設」や「高齢福祉施設」を必要とする回答者は、350人以上となっています。「その他」では、使わない、分からないとの回答が多くを占めています。

問6 現在、数が多過ぎると考えられる市の施設はどれですか？（複数回答可）

施設分類	回答人数
集会施設	297
その他	193
公園施設	107
産業系施設	87
高齢福祉施設	60
レクリエーション施設・観光施設	57
スポーツ施設	45
博物館	31
子育て支援施設	26
医療施設	22
市民文化会館 リアスホール	19
保健・福祉施設	19
図書館	17
幼児・児童施設	16

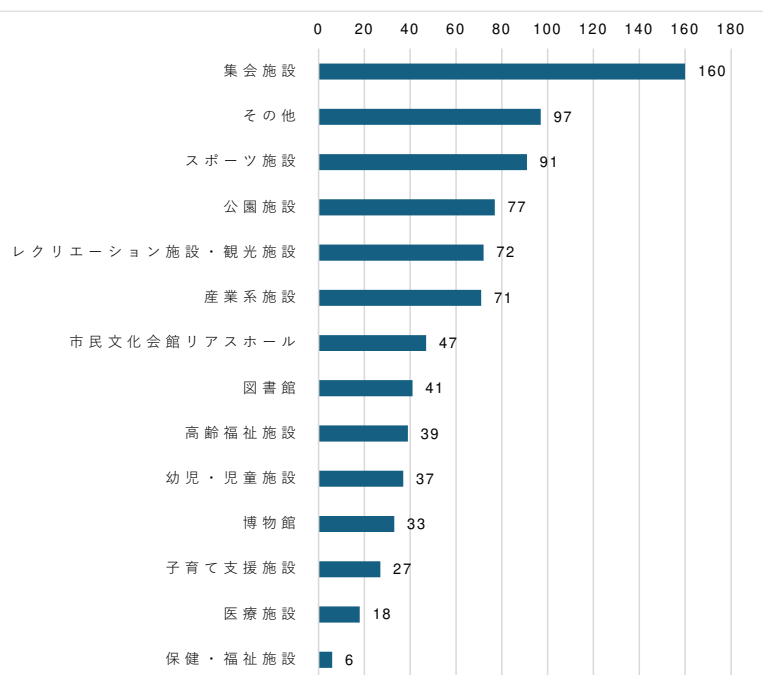


数が多過ぎると考えられる施設について、「集会施設」が最も多く、30%となっています。次いで、「その他」が19%、「公園施設」が11%となっています。「その他」では、数が多いと考えられる施設はないとの回答や分からないとの回答が多くを占めています。

問7 公的機関ではなく、民間が管理・運営することが望ましいと考えられる施設はどれですか？

（※選択肢の中には、既に民間事業者による管理等を行っている施設も含まれています。）

施設分類	回答人数
集会施設	160
その他	97
スポーツ施設	91
公園施設	77
レクリエーション施設・観光施設	72
産業系施設	71
市民文化会館 リアスホール	47
図書館	41
高齢福祉施設	39
幼児・児童施設	37
博物館	33
子育て支援施設	27
医療施設	18
保健・福祉施設	6



民間が管理・運営することが望ましいと考えられる施設について、「集会施設」が最も多く、160人が回答しています。次いで、「その他」が97人、「スポーツ施設」が91人となっています。「その他」では、分からないとの回答が多かったほか、民間での管理は難しいと思うとの回答がありました。

問 8 市の施設の維持管理コストと市民サービス（使用料）とのバランスについて、どのように考えますか？

維持管理コストと市民サービスのバランスに係る考え方	回答人数	割合
施設の維持管理コストが増えても、市民サービスの充実を図るべきである。	485	60%
市民サービスを縮小・廃止し、施設の維持管理コストの縮減を図るべきである。	240	29%
その他	91	11%

施設の維持管理コストと市民サービスのバランスについて、「施設の維持管理コストが増えても、市民サービスの充実を図るべきである。」との考えに6割が回答しました。「その他」では、分からないとの回答や現状を維持すべきとの回答が多かったほか、いらないものを縮小・廃止し、必要なものにお金を回してほしいとの回答や維持管理コストを極力抑えながら、市民サービスの充実を図るべきとの回答がありました。

2 人口の見通し

(1) 総人口の見通し

(ア) 本市の総人口は、令和2年国勢調査で34,728人となっています。平成13年11月の旧三陸町との合併以降も徐々に減少しており、減少傾向は現在も続いています。特に、若年層の大都市圏への転出を主因として人口減少が都市部以上に進行しているため、更なる減少は地域経済社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

(イ) このような中、大船渡市人口ビジョン2025においては、令和12年には29,296人（令和2年から15.6%減）、令和32年には19,268人（同44.5%減）と今後は急速に人口が減少すると推計しています。

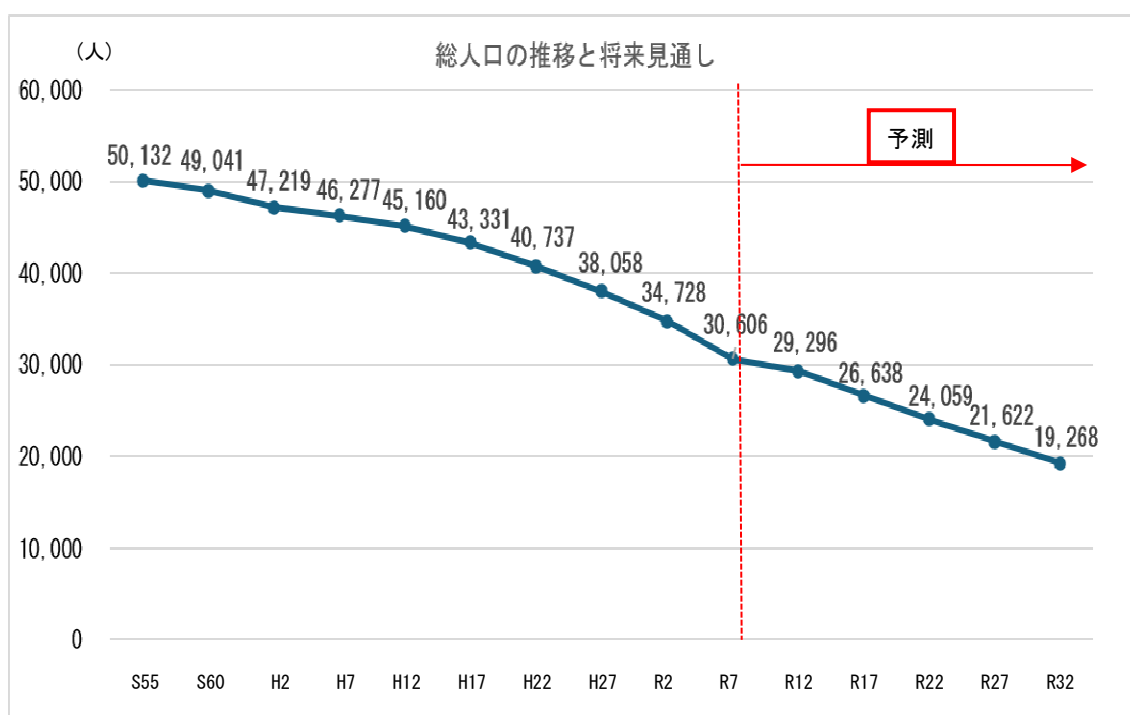


図12 総人口の推移と将来見通し（資料：大船渡市人口ビジョン2025）

※2000年（H12年）以前の人口は旧大船渡市と旧三陸町との合計値で算出。

※2020年（R2年）は国勢調査による実績値

(2) 年齢別人口の見通し

年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、減少しており、今後とも減少傾向が続くと予測しています。

老年人口（65歳以上）も、今後は減少に転じると予測しているため、高齢化率は、令和2年の37.8%が、令和32年には50.6%になると予測しています。

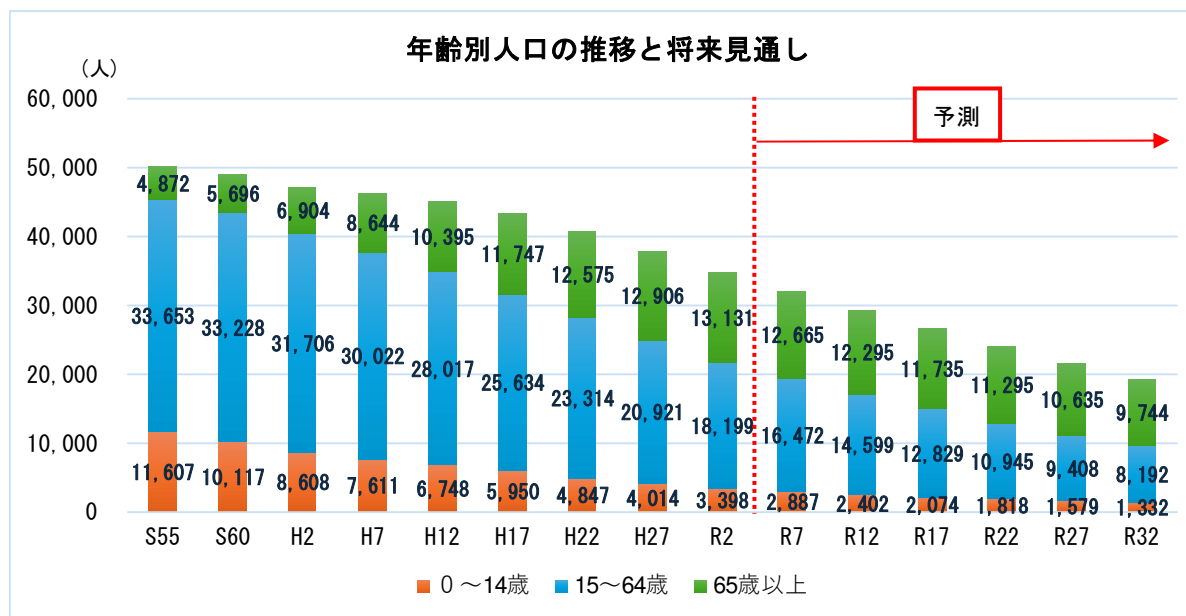


図13 年齢別人口の推移と将来見通し

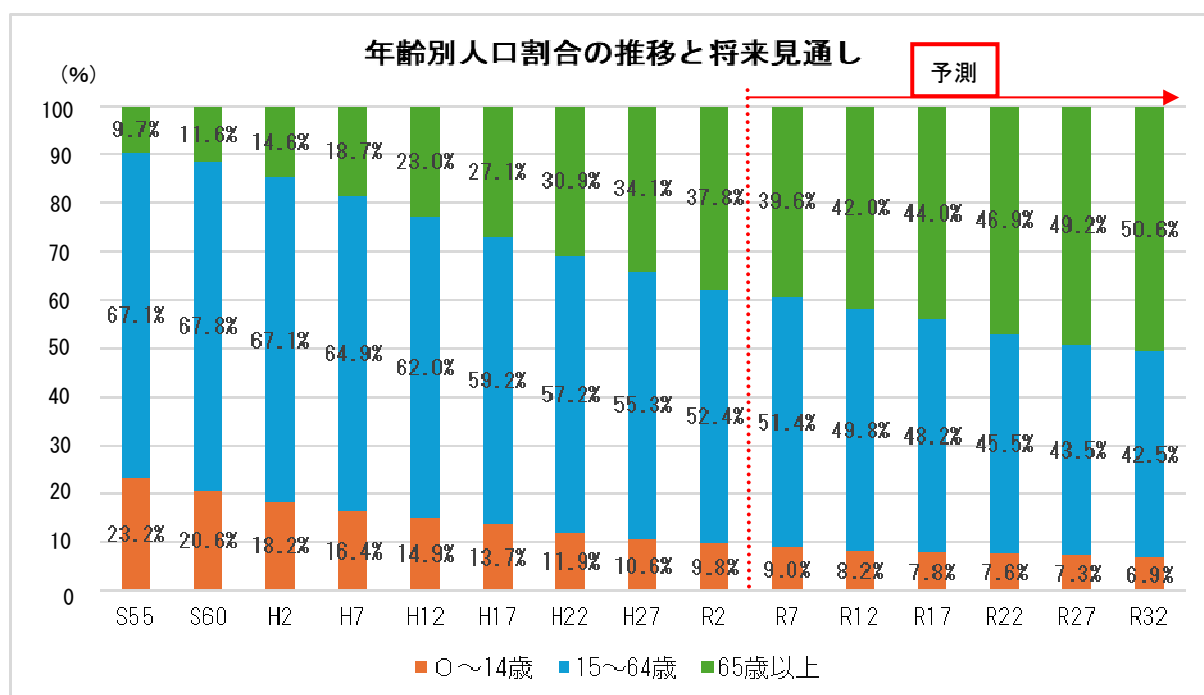


図14 年齢別人口構成比の推移と将来見通し

(資料：大船渡市人口ビジョン2025)

[参考]人口一人当たりの公共建築物の保有量

ここでは参考として、総務省が公表している公共施設状況調経年比較表に基づき他市町村との比較を行います。令和4年度における本市が保有する市民一人当たりの公共建築物の床面積は、7.7 m²/人となっています。

また、岩手県内における人口30～100千人規模の自治体では、市民一人当たりの公共建築物の平均床面積は6.14 m²/人となっており、比較すると本市の数値は、約1.25倍となっています。

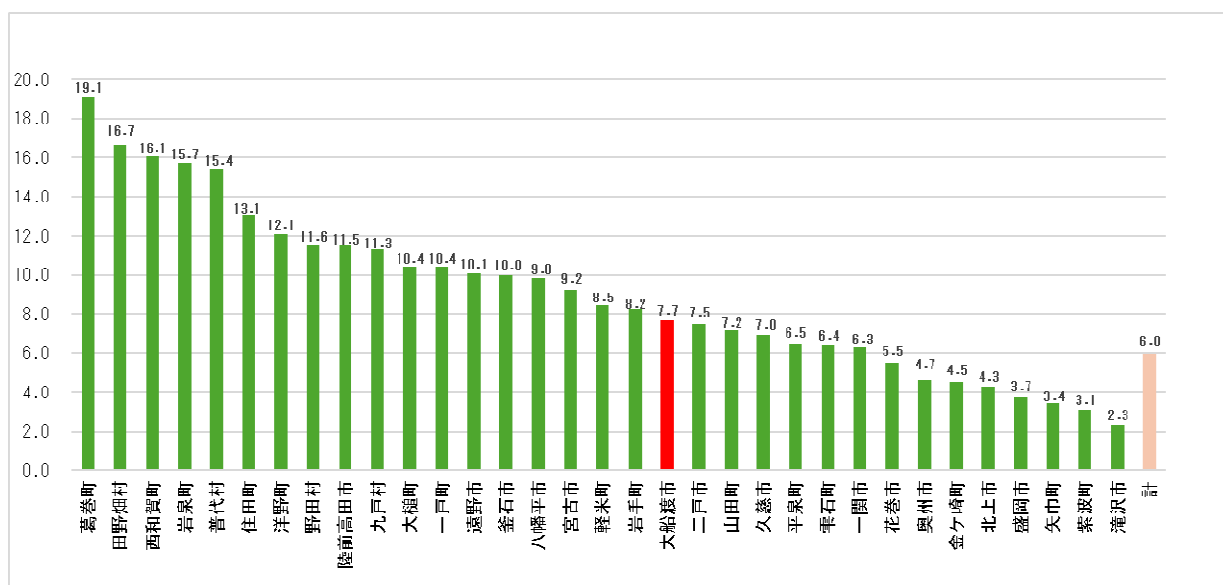


図15 県内市町村別の公共施設（建築物）保有水準

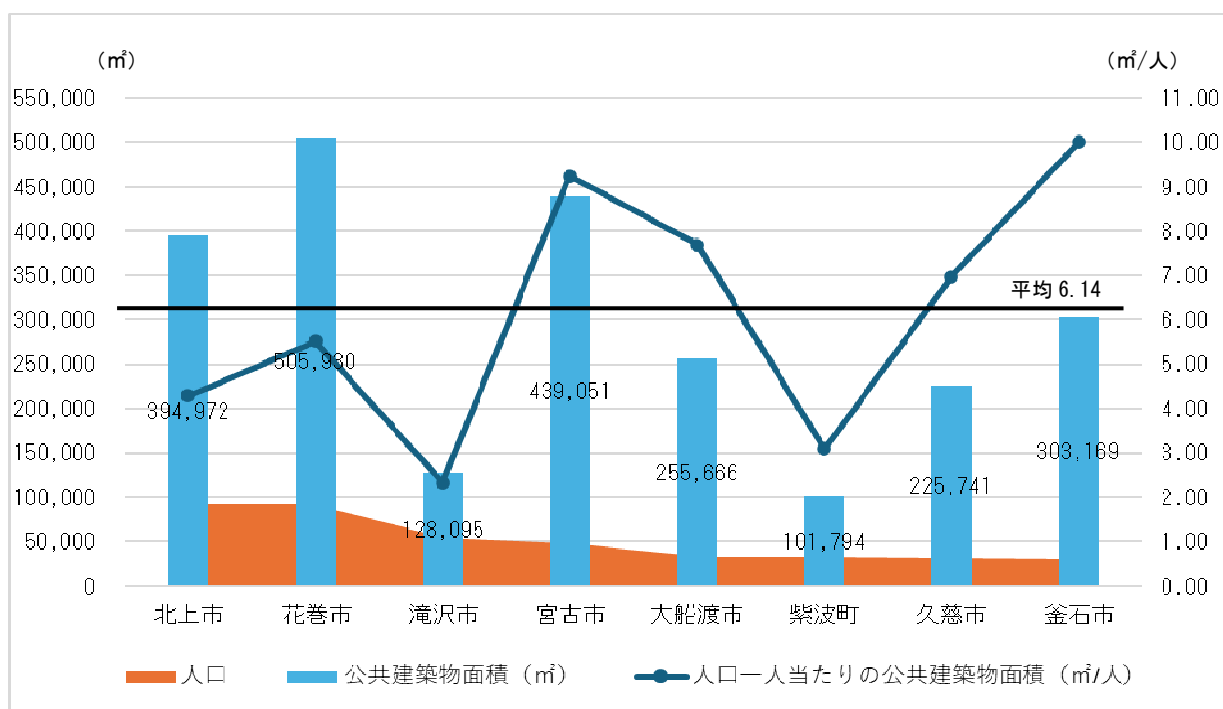


図16 岩手県内の人口30～100千人の自治体との比較

(資料：公共施設状況調経年比較表)

3 公共施設等の更新費用等の見込み

(1) 財政の状況

ア 歳入・歳出の推移

(ア) 本市の一般会計の決算額は、東日本大震災の復興事業が収束した令和以降、横ばい傾向にあります。歳出については、今後も、人口構造の変化に伴う生活保護や子ども子育て支援などの扶助費（社会保障関係費）や、物価高騰による各種経費が増加することに加え、令和7年大船渡市大規模林野火災からの復旧・復興に相当額の支出が見込まれます。

(イ) 歳入については、物価上昇に伴い、一時的な税収の増加が見込まれるものの、実質的な消費の伸び悩みや景気動向の影響により、その持続性には不透明さが懸念されます。くわえて、国による食料品に係る消費税等の減税措置が実施された場合には、地方消費税交付金等の減収が懸念されることから、今後も、低調な推移が見込まれます。

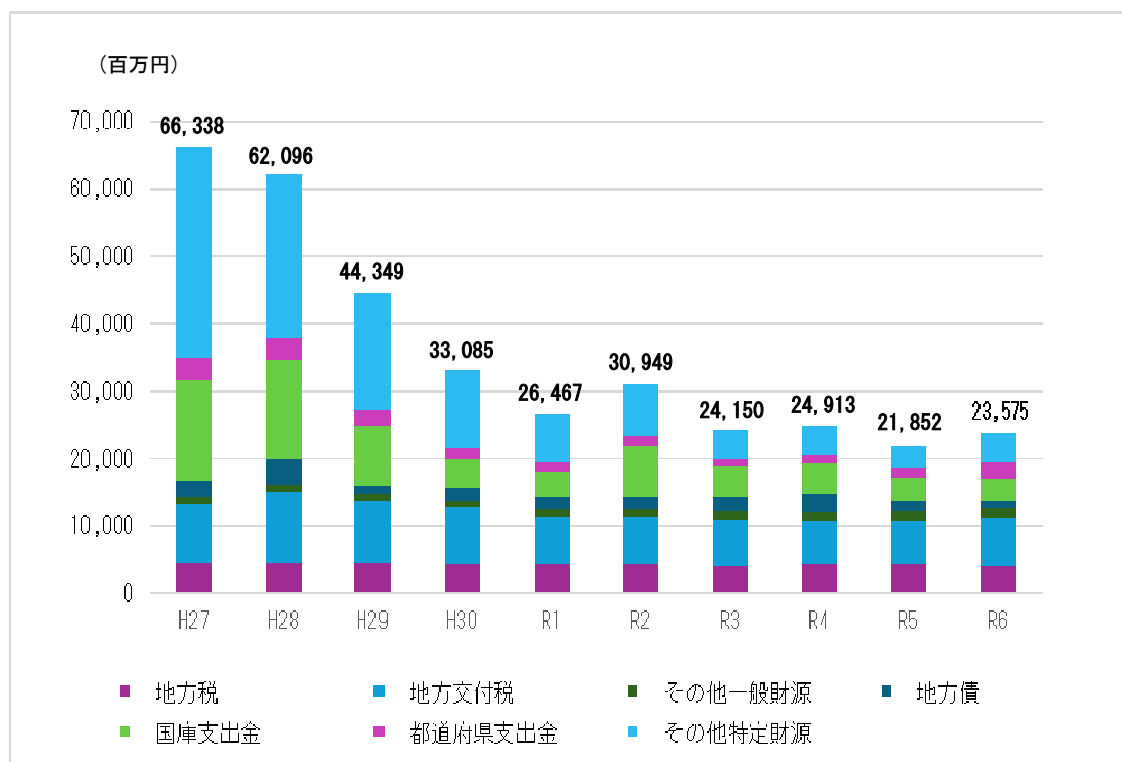


図 17 歳入の推移（資料：総務省 HP 市町村別決算状況調）

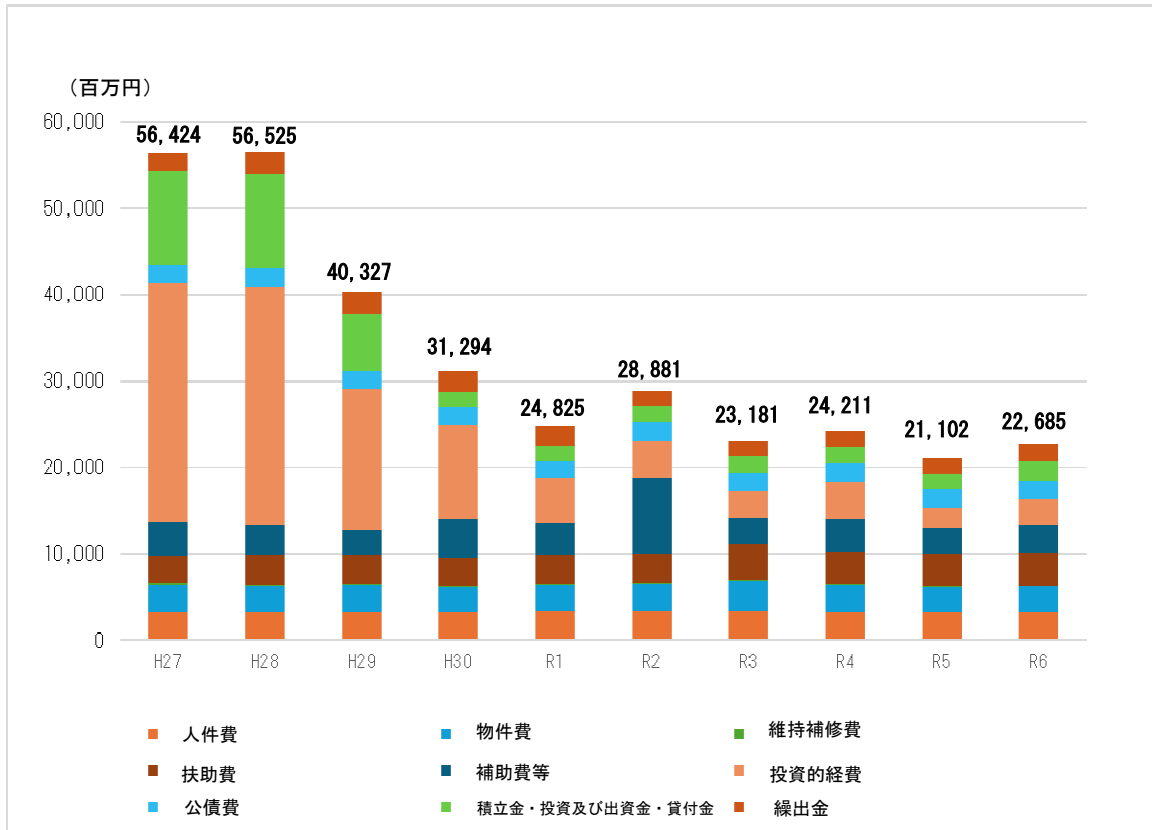


図 18 歳出の推移 (資料：総務省 HP 市町村別決算状況調)

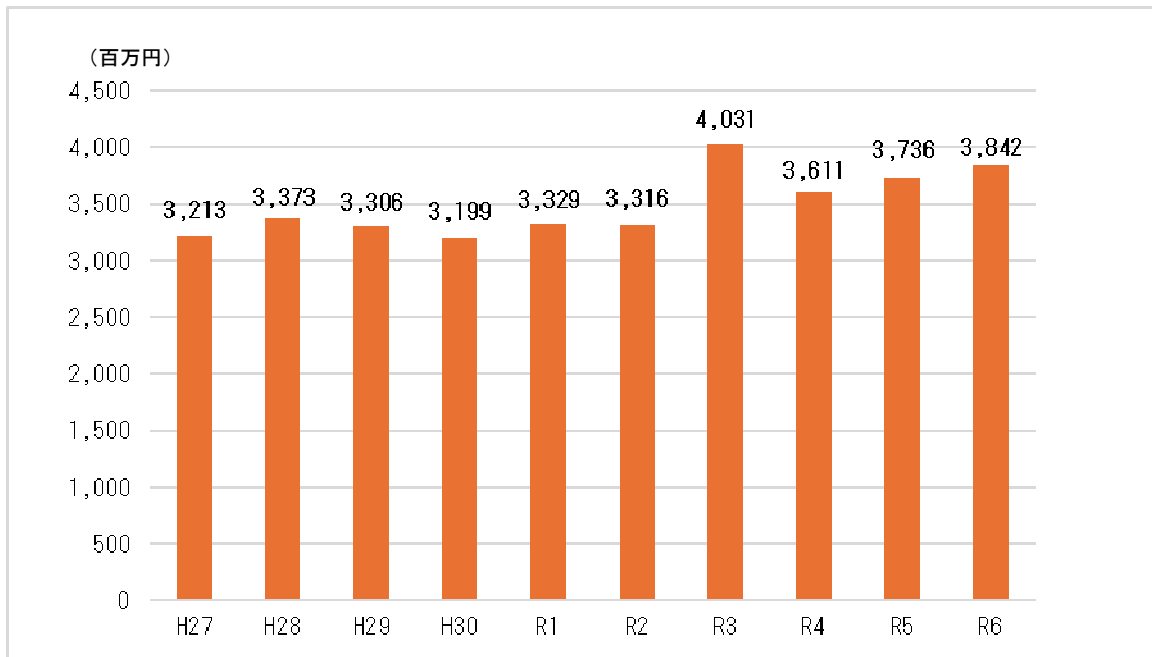


図 19 扶助費の推移 (資料：総務省 HP 市町村別決算状況調)

イ 過去 10 年の普通建設事業費の状況

普通建設事業費については、東日本大震災からの復興関連工事の影響により、平成 28 年度にピークに達し、平成 29 年度以降は徐々に復興関連工事が落ち着き、令和元年度以降は約 30 億円前後で推移しています。なお、令和 4 年度における普通建設事業費の増加は、第一中学校の建設等が影響しているものです。

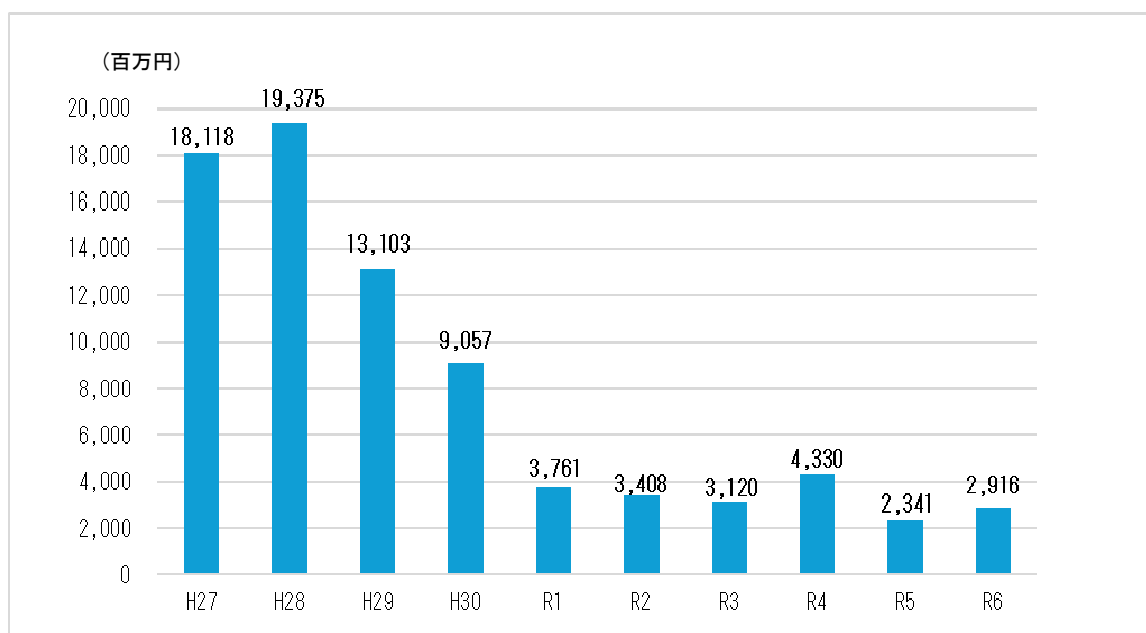


図 20 普通建設事業費の推移

(2) 公共施設等の更新費用と投資可能見込額について

公共施設等の将来更新費用が、本市の財政に対して、どのような影響を与えるかを把握するため、公共施設等の将来更新費用とこれまでの普通建設事業費を比較します。

■試算方法

【公共施設等更新費用の試算方法】

ア 新たな施設の整備は行わないものと仮定し、現在の施設の建て替え及び大規模改修費用を対象に試算しています。

イ 公共建築物の更新時期は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」により示されている耐用年数を使用し、築 60 年で建て替えするものとして試算しています。また、大規模改修は、建物附属設備等の耐用年数がおおむね 15 年であることから、2 回目の改修時期である築 30 年に大規模改修を行うものと仮定し、推計しています。

ウ 推計期間は、大規模改修時期等を勘案して、今後 40 年間（令和 9 年度～令和 48 年度）を対象としています。

エ 試算は、「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）」を使用しました。

【投資可能見込額の試算方法】

<一般会計>

令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の普通建設事業費の平均値を投資可能見込額とします。

<上水道、下水道>

令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の建設・改良工事費の平均値を投資可能見込額とします。

■更新費用と投資可能見込額の試算結果

【更新費用】

今後 40 年間に新たな施設の整備は行わず、既存の公共施設等（公共建築物、道路、橋りょうなどの施設）を全て更新とした場合、総額で約 2,033 億円の更新費用が必要になると見込まれます。

平均すると 1 年当たり約 50.8 億円の更新費用となります。

【投資可能見込額】

投資可能見込額の設定については、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の普通建設事業費をベースとします。

平均すると 1 年当たり約 32.0 億円となり、今後 40 年間ににおける公共施設等への投資可能額は、総額で約 1,280 億円と見込まれます。

【試算結果】

老朽化した公共建築物の建て替えや大規模改修により、投資可能見込額（年間 32.0 億円）と比較して約 1.6 倍の更新費用（年間約 50.8 億円）が必要となり、今後 40 年間で約 753 億円（約 2,033 億円－約 1,280 億円）、1 年当たり約 18.8 億円（約 753 億円／40 年間）の更新費用が不足することとなります。

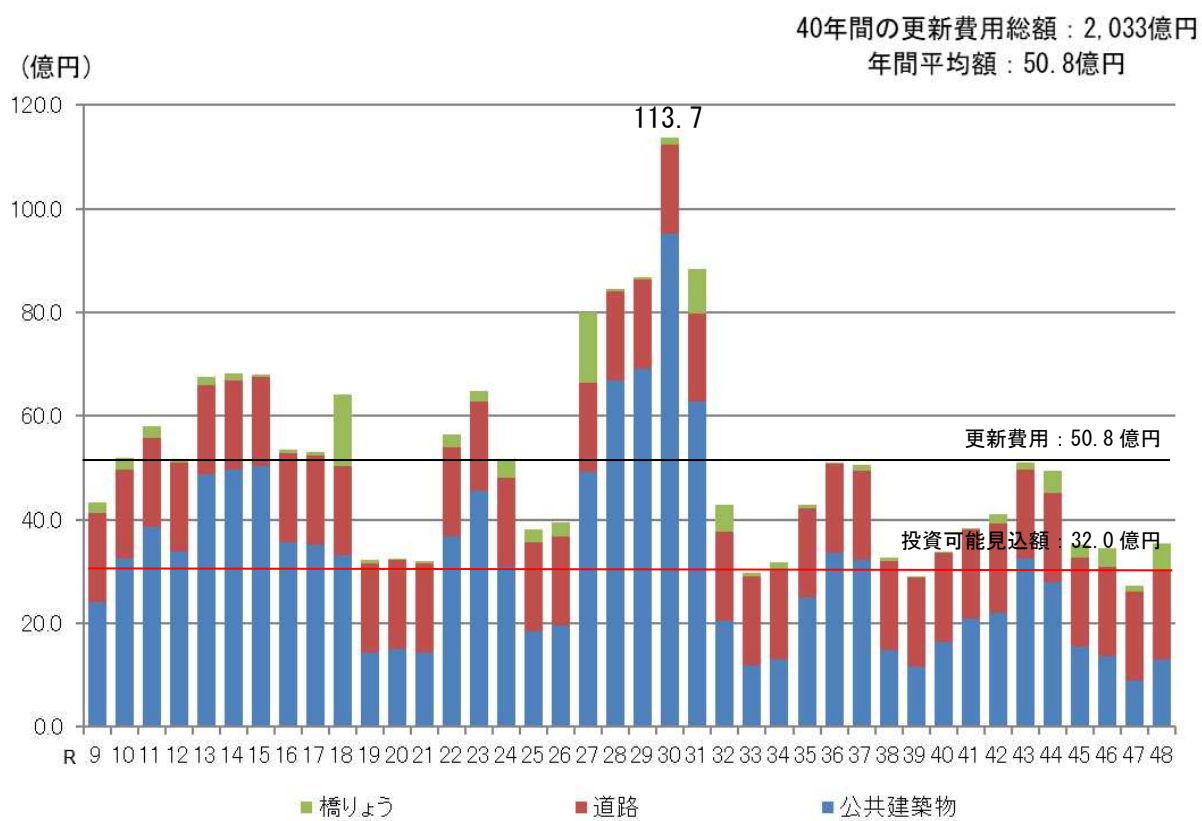


図 21 将来更新費用と投資可能見込額の比較（一般会計）

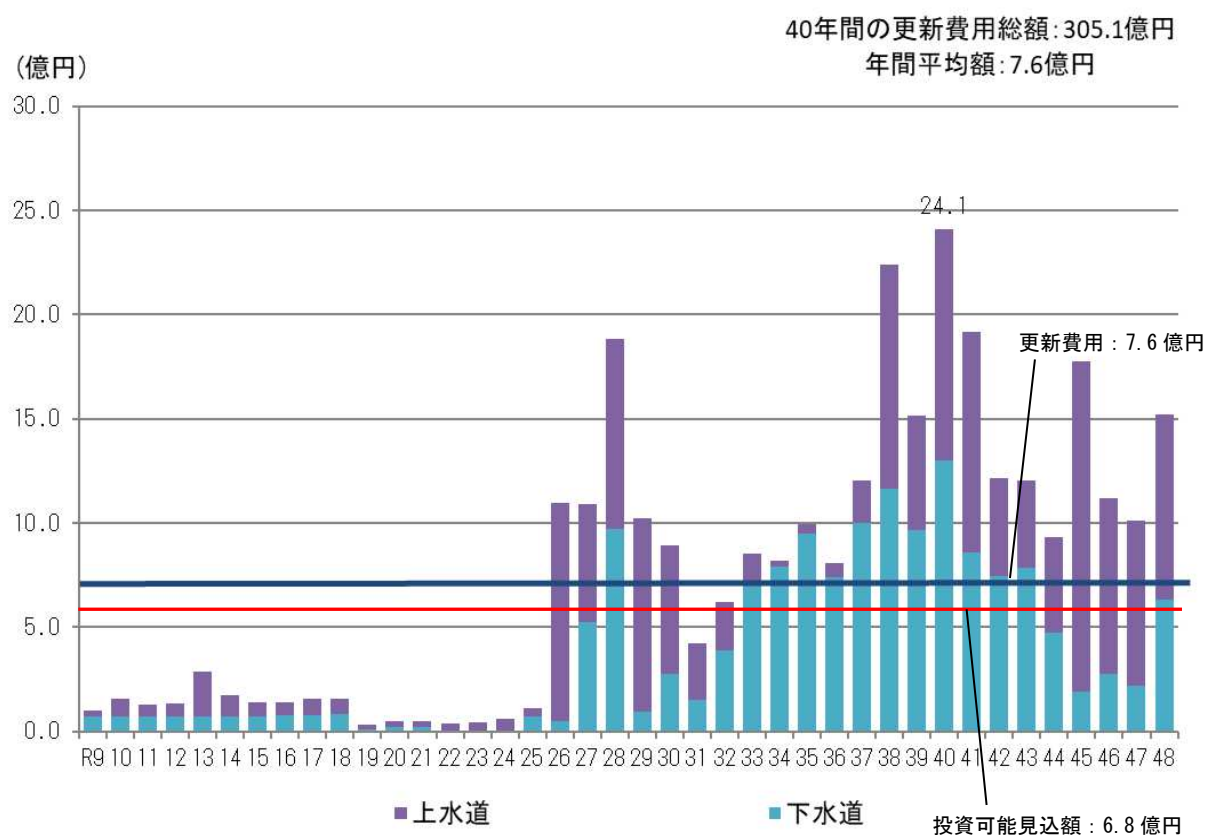


図 22 将来更新費用と投資可能見込額の比較（上水道、下水道）※詳細は 40 ページを参照

[参考]将来更新費用の推計方法

(a) 試算対象

本市が保有する公共建築物、道路、上水道施設、下水道施設を対象とし、施設は、同じ規模で（面積、延長等）で更新するものと仮定します。

表 12 試算対象

区分	対象
①公共建築物	・ 建物
②インフラ	・ 道路（市道、農道及び林道） ・ 橋りょう ・ 上水道（管路、上水道施設（建物）） ・ 下水道（管路、下水道施設（建物））

※公園や漁港など、更新費用試算ソフトのシミュレーション条件に当てはまらない施設は、試算から除く。

※上記シミュレーション条件では、道路は舗装更新を前提としている。

(b) 試算方法

公共施設等更新費用試算ソフトの仕様書(平成 28 年度版)に記載されている方法、単価等を基に、以下のとおり試算します。

表 13 試算方法

対象	試算方法	
建物	整備年度ごとの延べ床面積×更新単価から試算。	
道路	道路の総面積×更新単価×改良率から試算。	
橋りょう	整備年度ごとの面積×更新単価から試算。 ※15m 以下の橋りょうについては、1 橋当たりの平均面積を基に試算。	
上水道	管路	整備年度ごとの管径別の延長×更新単価から試算。
下水道	管路	整備年度ごとの管種別の延長×更新単価から試算。

(c) 耐用年数・更新の考え方

公共建築物及びインフラの耐用年数並びに更新期間は、以下のとおりです。

表 14 耐用年数と更新期間

対象		耐用年数	更新期間
建物	大規模改修	30 年	2 年
	更新（建て替え）	60 年	10 年
道路	更新	15 年	—
橋りょう	更新	60 年	5 年
上水道	管路（更新）	40 年	1 年
	施設	公共建築物と同様	公共建築物と同様
下水道	管路（更新）	50 年	1 年
	施設	公共建築物と同様	公共建築物と同様

(d) 建設・整備年度不明の公共施設等の取扱い

建設・整備年度が不明な場合については、取得年次を採用して更新費用を算出しており、取得年次が不明な場合は、1 年当たりの平均により更新費用を算出し、年度ごとに割り振ります。

(e) 耐用年数が経過した場合の取扱い

耐用年数を経過している公共施設等は、老朽化が進んでいるものの、建物の耐久性に著しい問題があるケースは少ないと考えられることから、耐用年数終了後の翌年度に一度に更新することは想定せず、計画的に更新するものとして取り扱うこととします。

(f) 将来更新費用の個別推計結果

① 公共建築物

建物

40年間の更新費用総額は、1,252億円、年平均額は、31.3億円と推定されます。

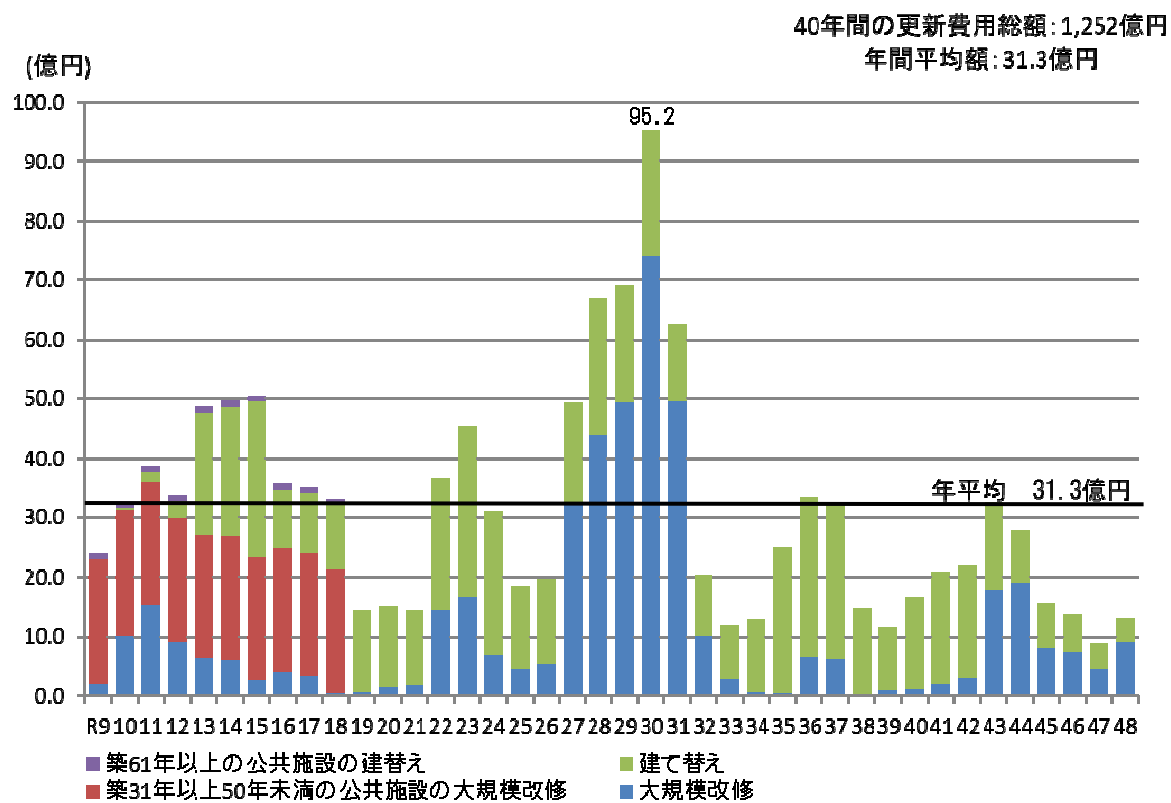


図 23 公共建築物の将来更新費用

② インフラ

道路（市道）

40年間の更新費用総額は、686億円、年平均額は、17.1億円と推定されます。

橋りょう

40年間の更新費用総額は、95.4億円、年平均額は、2.4億円と推定されます。

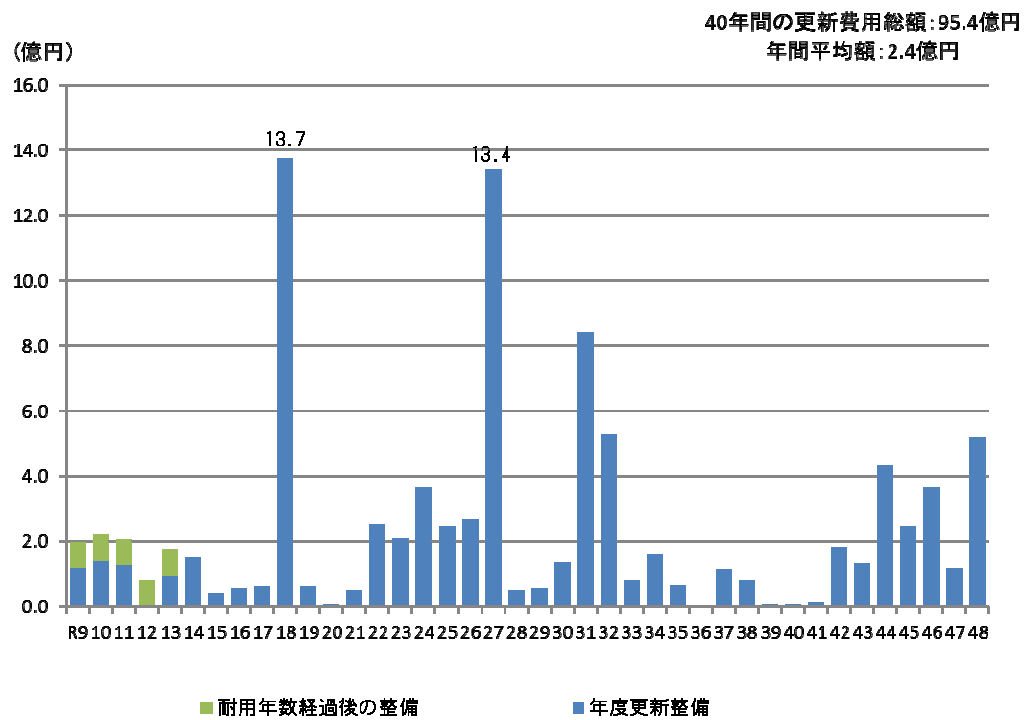


図 24 橋りょうの将来更新費用

上水道

40年間の更新費用総額は、153.9億円、年平均額は、3.8億円と推定されます。

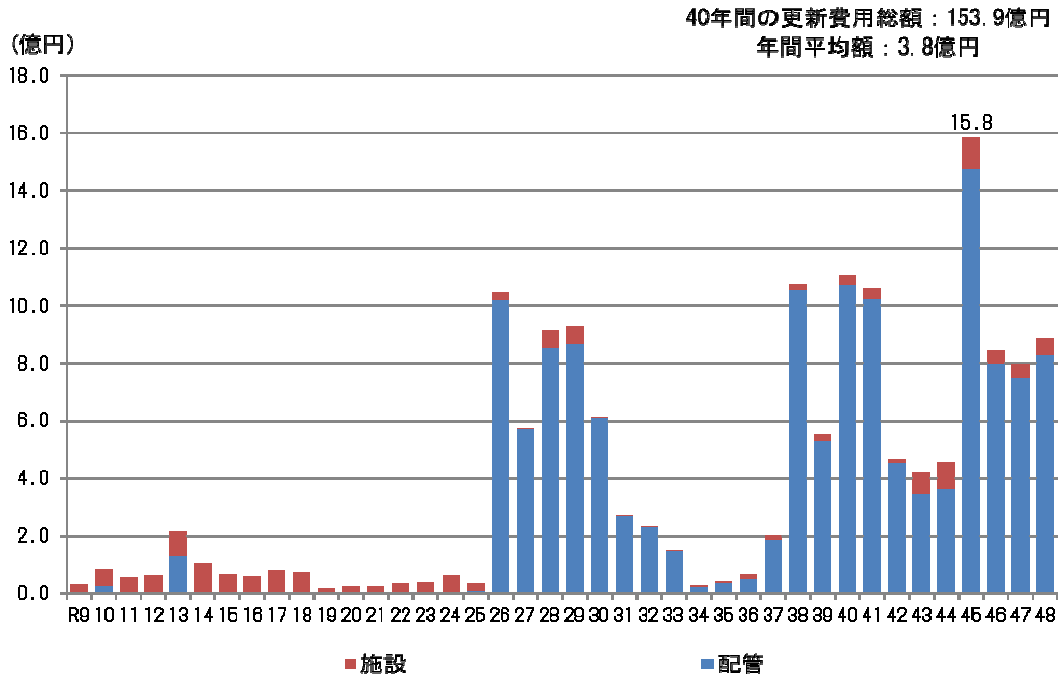


図 25 上水道の将来更新費用

下水道

40年間の更新費用総額は、151.2億円、年平均額は、3.8億円と推定されます。

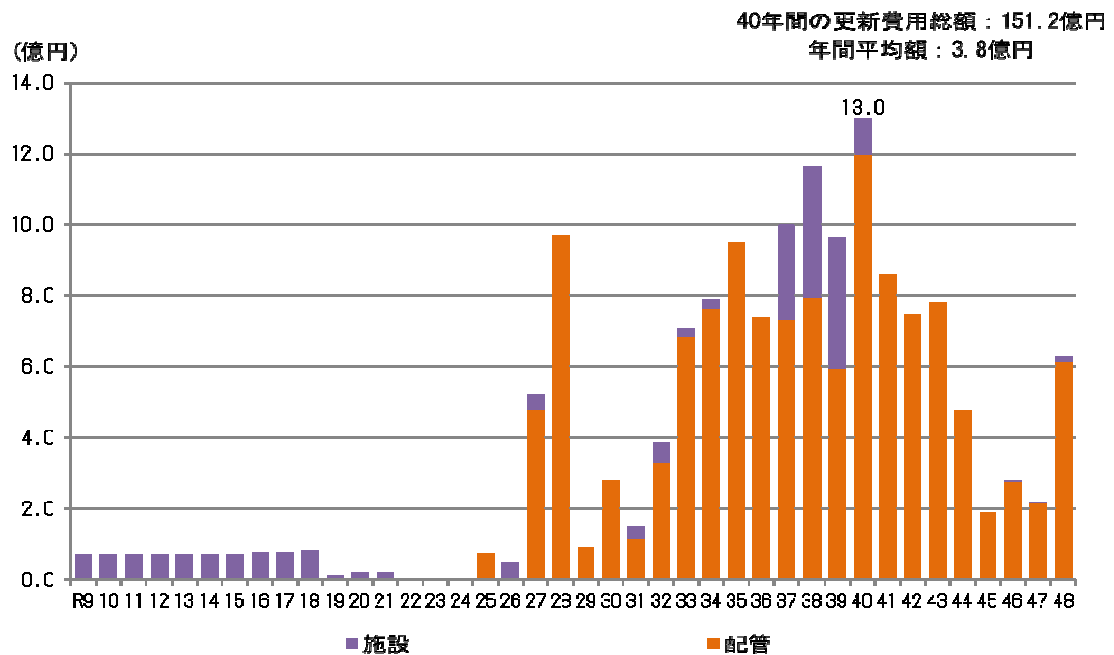


図 26 下水道の将来更新費用

(3) 公共施設等マネジメントの効果（将来負担コストの見通し）

公共施設等の再配置の実施を継続した場合における、公共施設等に係る令和9年度から令和48年度までの40年間の将来負担コストの長期的見通しがどの程度になるかを試算します。

ここで算出する将来負担コストは、第2期個別施設計画の数値のほか、一般社団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を用いて算出します。

なお、将来負担コストは、飽くまで現時点での推計であるため、今後の本市における公共施設等の再配置に係る事業費と、必ずしも一致するものではありません。

ア 現状における将来負担コスト

令和48年度まで新たな施設の整備は行わず、既存の公共施設等（公共建築物、道路、橋りょうなどの施設）を全て更新とした場合、更新費用の試算結果と施設面積は、以下のとおりです。

【更新費用の試算結果】 約2,033億円

【施設面積】 250,335 m²（※令和8年度末時点の見込保有量）

令和4年度から令和6年度までの普通建設事業費の1年当たりの平均額は、以下のとおりです。

【投資可能見込額】 約32.0億円

令和48年度まで毎年度、投資可能見込額を支出していくと仮定すると、
 $32.0 \text{ 億円} \times 40 \text{ 年} = 1,280 \text{ 億円}$

更新費用の試算結果が約2,033億円であることから、
 $2,033 \text{ 億円} - 1,280 \text{ 億円} = \triangle 753 \text{ 億円}$

更新費用について、令和48年度までで753億円、1年当たりになると、約18.8億円が不足すると試算されます。

イ 第1期計画における対策の主な実績（令和8年度末時点見込み）

対策	主な内容
解体・譲渡	(令和4年度) ・御山下団地 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 341 m²を削減。 (令和5年度) ・第一中学校旧校舎 学校統合に伴い、新校舎に建て替えるため解体。延床面積 6,464 m²を削減。 ・上山団地 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 363 m²を削減。 ・長安寺団地 用途を廃止した一部について、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 299 m²を削減。 (令和6年度) ・吉浜倉庫（旧吉浜地区公民館） 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 359 m²を削減。 ・後ノ入団地 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 679 m²を削減。 (令和8年度) ・今出山観光用地（トイレ） 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 11 m²を削減。 ・旧越喜来中学校 既に用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 3,173 m²を削減。 ・デイサービスセンター 民間事業者に譲渡。延床面積 347 m²を削減。 ・旧第10分団第5部白浜屯所 消防団の統廃合に伴い、用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 20 m²を削減。 ・旧第10分団第5部野々前屯所 消防団の統廃合に伴い、用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 33 m²を削減。 ・旧第11分団第1部屯所 消防団の統廃合に伴い、用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 27 m²を削減。 ・旧第11分団第5部屯所 消防団の統廃合に伴い、用途を廃止しており、老朽化が進んでいたため解体。延床面積 25 m²を削減。 ・地ノ森団地 老朽化が進んでいたため解体。延床面積 151 m²を削減。
建て替え	(令和5年度) ・第一中学校校舎他 老朽化が進んでいたため建て替え、延床面積 8,410 m²。

4 現状や課題に関する基本認識

公共施設等の現況及び将来の見通しの分析結果を踏まえた、今後の本市の公共施設等の維持・更新等において、考慮すべき課題は、以下のとおりです。

(1) 公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加

大規模改修が必要といわれる築 30 年以上の施設が 48.4%を占めており、特に学校教育系施設や公営住宅が大きな割合を占めています。老朽化が深刻な施設や安全面から課題がある施設については、利用状況や必要性を検証した上で、今後の在り方を検討していく必要があります。

(2) 維持管理の効率化とコスト削減の必要性

大船渡港コンテナ用上屋倉庫などの建設により、産業系施設の保有面積は、10年前と比較して、約1.05倍と微増した一方で、公共施設等の保有面積は、約3.1%減少しています。しかし、東日本大震災後の防災集団移転促進事業に伴う用地買収の影響により、未利用の公有地が多数点在しており、その有効活用や維持管理に係る検討が課題となっています。

また、築20年未満の建物は、全体の約45.8%を占めており、将来的な維持管理費の抑制に向けては、これらの施設についても、長寿命化や予防保全を進め、長期的な活用を図る必要があります。加えて、公共施設等の維持管理は、施設ごとに行われているため、情報の共有化が求められています。

今後は、施設の老朽化の進行や物価高による資材費の上昇により、修繕や維持管理に係る業務量やコストの増加が見込まれることから、維持管理業務の効率化やコスト削減に向けた取組が必要になります。

(3) 人口減少に対応した公共施設等の量と質の見直し

本市の人口は、平成 27 年国勢調査では 38,058 人、令和 2 年国勢調査では 34,728 人まで減少し、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでいる状況です。

今後は、人口構成の変動に伴う市民ニーズへの変化に対応した、適正な公共施設等の総量や規模、機能の再編成等について検討していく必要があります。

(4) 将来更新費用の縮減と平準化

令和4年度から6年度までの3年間の普通建設事業費は、1年当たり平均で32.0億円でした。現在、本市が保有する公共建築物や道路、橋りょうを同じ規模（延べ床面積）で更新すると仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は、約2,033億円となります。試算期間における1年当たりの更新費用は、約50.8億円となり、これまでの投資実績の約1.6倍に増加する見込みです。

震災復興事業により新しく整備された公共施設等が多いため、当面の更新費用は抑えられる試算ですが、これらの施設において、おおむね20年後には大規模改修、50年後には建て替えが一斉に必要となり、特定の時期に多額の更新費用が掛かることが予想されることから、費用の縮減と平準化が必要になります。

第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な方向性

本市の人口動向や財政状況、将来の見通しを踏まえると、現在の公共施設等の規模を維持したまま、これまでと同じ方法で更新や維持管理、運営していくことは、困難な状況となっています。

このため、次の方針に基づいて施設マネジメントに取り組み、住民サービスの提供とコスト抑制のバランスを図ります。

(1) 公共建築物の総量の削減と機能の最適化

令和7年12月から令和8年1月までに実施した市民アンケートでは、若年層（39歳以下）からは、市民文化会館リアスホールや図書館、スポーツ施設については、市の施設の中では利用が多く、今後も現在の規模を維持すべきとの回答が多く見受けられました。

また、「施設整備を行う場合、デザインはシンプルにしつつ機能的なものにしてほしい」といった意見や「施設の維持管理費に無駄が生じていないか」といった意見もありました。

このことから、単に削減を基本方針とするのではなく、市民ニーズを踏まえながら、残すべき施設は維持しつつ、集約化・複合化のほか、民間譲渡も含めて施設の在り方を検討し、総量の削減と機能の最適化に取り組みます。

(2) インフラ資産の長寿命化

インフラについては、集約化・複合化等による対応が難しい場合が多いと考えられることから、予防保全的な維持管理や計画的な更新により、長寿命化を図ることを基本とします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理には、部署間の連携が不可欠であると考え、情報共有や各種調整、進捗管理や意思決定等を円滑に行うことができる組織体制を構築し、以下に示す全庁的な取組を行っています。

(1) 大船渡市公共施設マネジメント推進会議の設置

第2期計画の推進を図る全庁的な合議体として、大船渡市公共施設マネジメント推進会議（以下、「マネジメント推進会議」という。）を設置します。

マネジメント推進会議の審議事項等は、庁内の定例会議で報告を行うなど、第2期計画に基づく取組を全庁的な合意の下で推進します。

(2) 情報管理・共有の推進

公共施設等の最適管理に向け、施設の基礎情報や維持管理費用に関する情報等を収集・蓄積し、情報の一元化を推進します。

今後の第2期計画に関する取組について、「市民の生活にどのような影響を及ぼすのか」ということを念頭に、公共施設等の情報をホームページ等で提供し、課題の共有を図ります。

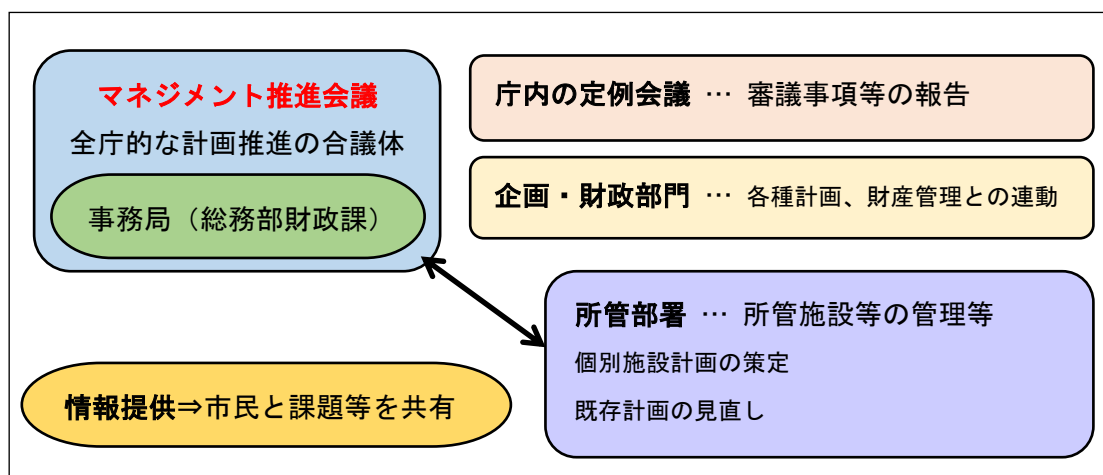


図 27 組織体制

3 関連計画との整合性

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方向性を検討する上で、下記関連計画との整合を図ります。

関連計画の名称	策定年月
大船渡市総合計画 2021 後期基本計画	令和 8 年 3 月
大船渡市人口ビジョン 2025	令和 7 年 10 月
大船渡市行政改革大綱、実施計画	令和 8 年 3 月
大船渡市公営住宅等長寿命化変更計画	平成 28 年 10 月
大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画	平成 29 年 2 月
大船渡市スポーツ施設整備基本計画	令和 3 年 1 月
大船渡市公園施設長寿命化計画	平成 30 年 10 月
大船渡市道路事業実施計画	令和 3 年 3 月
大船渡市橋梁長寿命化修繕計画	平成 29 年 12 月
大船渡市水道事業経営戦略	令和 6 年 3 月
大船渡市下水道事業経営戦略	令和 5 年 3 月
水産物供給基盤機能保全計画	令和 3 年 3 月
海岸保全施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月
大船渡市農道施設長寿命化計画	令和 3 年 2 月
大船渡市林道施設長寿命化計画	令和 3 年 2 月

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

定期的な点検・診断により、施設機能の低下の兆候を把握し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」により、計画的な施設の保全を図ります。

社会構造や市民ニーズの変化等に適切に対応していくためには、公共施設等の保有量や適正配置等に関する方針を事前に定めておくことが必要です。

第2期計画では、今後の公共施設等の改修・更新に当たり、中長期的な見通しや数値目標のほか、本市の目指すべき方向を見据えた基本的な考え方について、次のとおり掲げるものです。

(1) 公共建築物の縮減目標

41 ページでは、現状における将来負担コストについて、以下のとおり試算しました。

【令和9年度以降40年間の更新費用総額】	約2,033億円
【令和9年度以降40年間の投資可能見込額】	約1,280億円
【更新費用の不足見込額】	約753億円（約2,033億円－約1,280億円）

また、令和9年度以降40年間の更新費用総額を施設面積250,335㎡で除すと、施設1㎡当たりの維持・更新費用は約812,111円となります。

更新費用の不足見込額（約753億円）を812,111円で除すと、床面積にして、約92,721.3㎡分の維持・更新費用が不足することとなります。

更新費用の不足見込額を10年分に換算すると約188億円（753億円÷40年×10年）、また、床面積の不足見込分を10年分に換算すると約23,180.3㎡（92,721.3㎡÷40年×10年）の縮減が必要となることから、目標は下記のとおりとなります。

【更新費用の削減目標】	188億円
【施設面積の縮減目標】	23,181㎡

(2) ヒアリング内容を踏まえた公共建築物の削減見込み

本市が所有する公共建築物の今後の方向性を把握するため、第2期計画期間内に施設改修を予定している各課等を対象にヒアリングを実施しました。その内容を精査した結果、第2期計画期間内（令和9～18年度）に削減が見込まれる更新費用及び施設面積は、次のとおりとなりました。

【更新費用の削減見込み】

238 億円（令和 48 年度までの投資可能見込額 1,280 億円の約 18.5%削減）

【施設面積の削減見込み】

30,291 m²（令和 8 年度末時点見込保有量 250,335 m²の約 12.1%縮減）

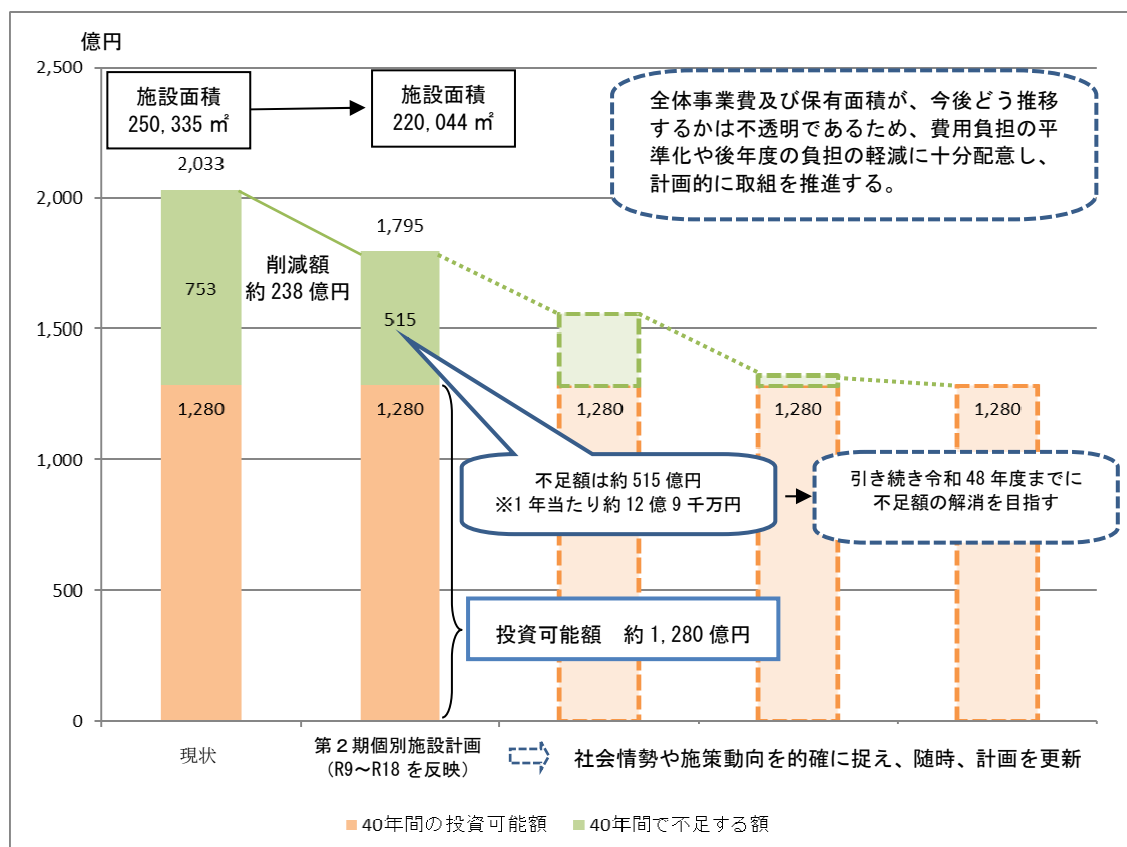


図 28 令和 48 年度までの更新費用の削減イメージ

(3) 公共建築物及びインフラに対する共通の考え方

ア 公共施設等の保有量等の最適化や再配置については、短期間で進展を図ることができないことから、中長期的な視点により、実績を積み重ねる必要があります。

イ 高齢化の進行や生産年齢人口の減少は、今後も続くことが予想され、財政事情は、厳しい状況が続く見込です。将来にわたって施設の有効活用を図るためには、施設の維持管理を適切に行い、計画的に予算を確保する必要があります。

ウ 公共施設等の新設から保全、解体撤去までの生涯の費用（ライフサイクルコスト）の縮減を図るため、第 1 期計画に引き続き「事後保全」ではな

く「予防保全」を基本とした維持管理を進めるとともに、P F I などの P P 手法の活用についても検討していくことが必要です。

※ P P P … 「Public Private Partnership」の略。行政と民間事業者とがパートナーとして事業に取り組むこと。

※ P F I … 「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

〈具体的な進め方〉

- ① 全ての公共施設等を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み（公共施設マネジメント）の構築を検討します。
- ② 施設の長寿命化による更新費用の平準化や予防保全的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減、施設の建て替えに伴う統廃合、規模の縮小など、計画的なマネジメントを行います。
- ③ 公共施設等の整備、更新、維持管理及び運営においては、民間委託、指定管理者制度、P F I などの P P P 手法や民間事業者の技術・ノウハウ、資金、施設等の活用について、選択肢に含めた上で、最も効果的かつ効率的な手法について検討します。

(4) 公共建築物に関する方針

ア 人口減少や財政状況に対応した公共施設等の保有量の適正化

定期的な点検・診断を実施した上で、将来への負担を少しでも軽減するため、施設の更新時期等を見据えながら、真に必要なサービス・施設を見極め、今後は段階的に縮減する方向性を基本とします。

市民ニーズの変化等により、新たに施設を整備する必要が生じた場合は、整備による効果や将来発生する維持管理コストを考慮し、他施設との集約化や複合化等の推進、民間のノウハウ等の活用などを含めて総合的に検討するものとします。

〈具体的な進め方〉

- ① 市民ニーズの変化を踏まえながら、保持可能な公共施設等の保有量や水準を見極め、施設の集約化や複合化、用途変更、廃止等（以下「集約化・複合化等」という。）について総合的に検討します。
 - 集約化・・・機能が同じ施設を一つにすること
 - 複合化・・・機能が異なる施設を一つにすること
 - 用途変更・・・施設の用途を変更すること
 - 廃止・・・施設を無くすこと

- ② 施設の新設に当たっては、複合化や用途変更が可能な設計を行うなど、将来の活用を見据えた検討を行います。
- ③ 用途廃止後の取扱いについて、市有財産の有効活用や地域の活性化及び財源確保の観点から、民間事業者等への譲渡や売却などを検討します。
- ④ 民間事業者等との連携により、指定管理者制度の活用を推進するとともに、公共サービスにおける官民の適切な役割分担を図りながら、サービスの担い手の最適化や充実に努めます。
- ⑤ 施設の整備や運営等について、PPPやPFIなど、民間活力の導入についての可能性を検討します。また、本市が施設を保有することに捉われず、リースによる施設整備についても検討します。

イ 公共施設等の最適配置の推進

「建物（施設）」を前提とするのではなく、施設で提供されるサービスに着目し、利用状況や機能の重複状況等を検証しながら、サービス維持を前提とした規模の適正化や集約化・複合化等を検討します。

〈具体的な進め方〉

- ① 地域性や人口構成の変化などを踏まえ、施設の機能やサービスに着目し、市全体のまちづくりの視点から施設の最適配置を目指します。
- ② 市民ニーズの変化に合わせて、施設の用途変更や余剰スペースへの機能移転等を進め、既存施設の有効活用を図ります。
- ③ ニーズの変化や減少などにより必要性が認められなくなった施設については、議会や住民と情報を共有しながら、統合や廃止の検討を進めます。
- ④ 公共施設等を個別に捉えるのではなく、施設間や組織間の連携（ネットワーク）強化を図ります。
- ⑤ 広域的な視点を踏まえ、市域を越えた施設の相互活用の可能性についても検討します。また、国や県の公共施設等に関する情報の把握に努め、関係団体と連携しながら、保有施設の有効利用を検討します。

(5) インフラに関する方針

道路や上下水道などのインフラは、市民生活や社会経済活動を支える基盤であることから、予防保全を基本とした維持管理や計画的な更新により、その長寿命化を図るものとします。

〈具体的な進め方〉

ア 国土交通省を始めとする国の技術基準等に準拠し、適切な点検や診断を行うことにより、劣化や損傷状況等についてデータを集積し、予防保全的な維持管理につなげます。

イ 個別施設計画の運用により、予防保全的な維持管理や長寿命化に取り組みます。

(6) 総務省から示された項目別の方針（一部再掲あり）

項目は、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省：令和5年10月10日改訂）」に基づくものです。

ア 点検・診断等の方針

（ア） 施設の所管部署は、点検マニュアル等を作成した上で、日常的かつ計画的に点検を実施するものとします。

（イ） 点検・診断により得られた情報をデータ化し、修繕履歴や公共施設等に関する情報と組み合わせて、横断的かつ一元的に管理する仕組みを構築します。また、各施設のデータベースを段階的に統合し、様式の統一化を図るなど情報を活用しやすい環境の整備を検討します。

イ 維持管理・修繕・更新等の方針

（ア） 長寿命化や将来の更新費用等の抑制を図りながら計画的な修繕・更新等を行う「予防保全的な維持管理」に取り組みます。

（イ） 適切な維持管理や修繕、更新等を繰り返すマネジメントサイクルの確立を目指します。

（ウ） 市民のニーズや施設の重要性、劣化状況等を踏まえて、維持管理・修繕・更新等の優先度を評価し、長期的な視点で計画的に取り組みます。

ウ 安全確保

（ア） 施設管理上の危険性が認められた場合は、使用制限や通行制限を行うことで安全性を確保し、緊急修繕や更新、解体撤去等の適切な措置を速やかに実施します。

（イ） 老朽化等により用途廃止した施設で、利活用が見込めない場合は、安全性や周辺的环境に配慮し、除却（解体撤去等）を検討します。

エ 耐震化

- (ア) 新耐震基準施行前に建設した公共建築物のうち長寿命化を要する施設については、確実な耐震診断及び耐震化を実施します。
- (イ) 災害時の拠点施設として使用するかどうか、多数の市民が利用するかどうかなどの視点から、耐震化を優先的に行う施設について検討します。また、既存の計画がある場合には、それに基づいた施設の耐震化を進めます。

オ 長寿命化

- (ア) 対症療法的な「事後保全」では、適切な維持管理の時期が先延ばしにされて劣化が進行し、施設本来の寿命を短縮させるおそれがあるため、点検・診断等の結果について、適切に管理・活用し、第2期個別施設計画に基づく修繕や大規模改修等を行うことにより、長寿命化を図ります。
- (イ) 施設の長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を視野に入れた予防保全を行います。
- (ウ) 各施設の統廃合・再編等の方針との整合を図りながら、長寿命化すべき施設については、長寿命化計画を策定し、総合計画との連動を図ります。

カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- (ア) 施設の長寿命化や更新等に当たっては、多様な人々が安全で快適に利用しやすいように、施設のバリアフリー化を始めとしたユニバーサルデザインへの対応に努めます。
- (イ) 施設の利用者構成（高齢者、障害者、子育て世代や観光客など）やニーズ等を踏まえ、必要に応じた部分的な改修にも計画的に取り組めます。

キ 脱炭素化

- (ア) 国の地球温暖化対策計画に則して策定した「大船渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、建物・設備等の省エネルギー化を推進します。
- (イ) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき策定した「第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」により、公共施設

等の整備や維持管理を行う場合は、エネルギー使用量を把握するとともに、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。また、公共施設等の修繕・解体を行う場合は、廃棄物の抑制等の取組を行うことで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

ク 集約化・複合化の方針

- (ア) 施設の集約化・複合化等に向けては、費用対効果だけではなく、施設の利用状況や維持管理費用などに加え、地域における必要性や施設価値の向上などについても総合的に検討します。
- (イ) 検討に当たっては、市民と情報を共有しながら、各施設の集約化・複合化等に関する優先順位を決定します。
- (ウ) 集約化・複合化によって施設総量の縮減を図りながらも、市民へのサービスを維持することを基本とします。

ケ 数値目標

- (ア) 維持・更新費用換算で 238 億円削減を目指します。
- (イ) 延べ床面積換算で 30,291 m²（現保有量の約 12%）削減を目指します。

コ 総合的かつ計画的な管理を実現するための方針

- (ア) 第 2 期計画は「大船渡市総合計画」、「大船渡市行政改革大綱」等と連動させることにより、実効性を確保します。
- (イ) 公共施設等マネジメントに関する情報の管理・集約については、総務部財政課で行います。また、計画を推進するための組織としてマネジメント推進会議を設置し、全庁的に第 2 期計画に基づく取組を推進します。
- (ウ) 公共施設等の所管部署において、各施設の管理等に関する方針を具体化した第 2 期個別施設計画等について、大船渡市総合計画実施計画へ反映させることとします。
- (エ) 職員一人一人が、常に経営的な視点を持って、全体的な公共施設マネジメントの最適化に取り組むことを目指します。そのため、必要に応じて建築系又は土木系の技師から助言を得るなど、各課等を横断した連携体制により施設管理を行います。
- (オ) 市民との情報共有を進め、公共施設マネジメントへの理解を求めます。

(7) フォローアップの方針

ア 第2期計画の推進に当たっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）のPDCAサイクルにより、進捗状況等を評価・検証し、改善・改革を行います。

イ 計画の実践段階においては、所管部署が個別に進めていくことが多くなるため、マネジメント推進会議で情報共有を図るとともに、全庁的な視点から実施状況の把握や評価を行います。評価の結果、老朽化の状況や利用者のニーズに変化が認められた場合などは、必要に応じた改善を行っていくとともに、計画の見直しも検討します。

第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 施設類型

施設類型ごとの施設の概要及び管理の方針を示します。

表 15 施設類型

	大分類	中分類	施設名称例
公共建築物	(1)市民文化系施設	集会施設	市民交流館・カメラホール 公民館、集会所 まなびとつどいの家
		文化施設	市民文化会館
	(2)社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	博物館
	(3)スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館 野球場、グラウンド テニスコート、弓道場 B & G 海洋センター
			旧三陸町観光センター、碁石海岸レストハウス さんりく陶芸工房 鹿の森公園、フレアイランド尾崎岬
		レクリエーション施設・観光施設	
	(4)産業系施設	産業系施設	魚市場 畜産施設、加工施設 三陸ふるさと物産センター 職業訓練センター シーパル大船渡 世界の櫓館・碁石
	(5)学校教育系施設	学校教育系施設	小学校 中学校
		その他教育施設	給食センター
	(6)子育て支援施設	こども園	こども園
		幼児・児童施設	放課後児童クラブ
	(7)保健・福祉施設	その他社会福祉施設	保健センター、Y・Sセンター
	(8)医療施設	医療施設	診療所
	行政系施設	(9)庁舎等	市庁舎 支所
		その他行政系施設	倉庫
		(10)消防施設	防災センター 消防屯所
	(11)公営住宅	公営住宅	市営住宅
	(12)その他施設	その他施設	鉄道施設 教職員住宅、医師住宅 斎場、墓園 公衆トイレ 旧学校施設
	(13)公園施設	公園施設	休憩舎、トイレ
	(14)上下水道施設	上水道施設	水源、浄水場、ポンプ場、配水池
		下水道施設	下水処理場
インフラ	道路	(15)道路	市道
		(16)橋りょう	橋りょう
	上水道	(14)上水道（管路）	上水道
	下水道	(14)下水道（管路）	公共下水道 漁業集落排水
	漁港	(17)漁港	漁港
	公園	(18)公園	街区公園 近隣公園 都市緑地

2 施設類型別の方針

(1) 市民文化系施設

表 16 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
集会施設	中央公民館	市民交流館・カメラアホール	公民館	1,222	H11	盛町字内ノ目4-2 外5筆
		大船渡地区公民館	地区公民館	1,011	H5	大船渡町字明神前10-14 外1筆
		〃	倉庫	33	H10	〃
		三陸公民館	公民館	2,917	S60	越喜来字前田36-1 外1筆
		〃	エレベータ設備	50	H26	〃
		赤崎地区公民館	地区公民館	521	R1	赤崎町字山口15-25
		猪川地区公民館	地区公民館	443	S55	猪川町字下権現堂8-11 外1筆
		〃	地区公民館講堂	467	S55	〃
	危機防災対策課	日頃市地区公民館	地区公民館	341	S62	日頃市町字関谷21-5
		合足地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	121	H29	赤崎町字合足111-3
		田浜地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	106	H28	綾里字田浜上69-9
		清水地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	124	H29	赤崎町字清水53-15
	水産課	甬嶺地域防災コミュニティセンター	防災コミュニティセンター	258	H28	越喜来字甬嶺74-1
		漁村センター	防災学習館	584	S57	赤崎町字山口80-38
		野形郷土文化保存伝習施設	むらづくり研修施設	260	H9	綾里字坂本41-1
		野々前しおさい会館	むらづくり研修施設	237	H7	綾里字大明神95-1
	農林課	扇洞会館	むらづくり研修施設	210	H10	吉浜字扇洞7
		蛸ノ浦漁村厚生施設	むらづくり研修施設	435	H15	赤崎町字鳥沢219-5
		上甬嶺研修集会施設	むらづくり研修施設	146	S58	越喜来字西上甬嶺41-2
		砂子浜生活改善センター	むらづくり研修施設	136	S55	綾里字砂子浜43
		宮野地区活動センター	むらづくり研修施設	361	S59	綾里字中曾根107-2
		宮野地区多目的集会施設	むらづくり研修施設	299	S58	綾里字中曾根110
		担い手センター	むらづくり研修施設	449	S54	赤崎町字外口86-2 外2筆
		しんしん館	むらづくり研修施設	271	H10	猪川町字長谷堂127-4
		小通活性化施設	むらづくり研修施設	198	H20	日頃市町字下小通63-2
		鷹生地域多目的集会センター	むらづくり研修施設	231	H6	日頃市町字下鷹生85-4
		坂本沢林構改善センター	むらづくり研修施設	127	S58	日頃市町字坂本沢104-3
		鷹生川流域生活改善センター	むらづくり研修施設	198	S54	日頃市町字上宿32-2
		石橋鑑剣舞伝承館	むらづくり研修施設	75	H8	日頃市町字石橋86-5
		板用多目的集会センター	むらづくり研修施設	152	S64	日頃市町字中板用47-6
		平山ふれあいセンター	むらづくり研修施設	120	S61	日頃市町字平山37 外3筆
		碁石地区コミュニティセンター	むらづくり研修施設	326	H13	末崎町字中森24-3 外1筆
		ふるさとセンター	むらづくり研修施設	799	S55	末崎町字平林81
		立根生活改善センター	むらづくり研修施設	339	S48	立根町字関谷69-8
		平田地域多目的集会センター	むらづくり研修施設	163	H6	立根町字平田2-5
	住宅管理課	森つこ・洞川原地区集会所	集会所	121	R1	赤崎町字大洞37-6
		永浜地区集会所	集会所	130	H29	赤崎町字大立38-3
	港湾振興課	大洞ふれあい交流館	集会所	139	H27	赤崎町字大洞111-2
	綾里地域振興出張所	綾里地区コミュニティ施設	集会所（出張所との複合施設）	933	H22	綾里字平館75-2
	吉浜地域振興出張所	吉浜地区拠点センター	集会所（出張所との複合施設）	880	H6	吉浜字上野93-1 外11筆
	生涯学習課	大船渡市まなびとつどいの家	集会所	801	H3	盛町字中道下1-3、二本杵12-5
文化施設	市民文化会館	市民文化会館	市民文化会館（図書館との複合施設）	7,875	H20	盛町字下館下18-1
合計				24,609		

【管理に関する基本的な考え方】

ア 集会施設

(ア) 市民交流館・カメラアホールについては、施設の老朽化に伴い、施設設備等の修繕が増加傾向にあることから、計画的な修繕や設備更新に取り組めます。

(イ) 公民館については、建設から40年以上経過している建物もあり、維持管理費用の増加が見込まれることから、第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕・更新等に取り組めます。また、指定管理者による運営の拡大や行政サービス機能の維持に配慮しながら、複合化や多機能化の可能性について検討します。

(ウ) むらづくり研修施設については、補助事業の廃止等により施設の更新に係る財源の確保が難しい状況です。今後は、第2期個別施設計画等に従い、計画的な修繕・更新等に取り組むとともに、施設の譲渡に

について検討します。

- (エ) 震災後に建設された防災コミュニティセンター等の施設については、第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕・更新等に取り組みます。

イ 文化施設

市民文化会館については、複合施設である市立図書館と合わせて第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕や設備更新等に取り組むとともに、本市の文化振興の方向性を見据え、長期的、総合的に施設の維持管理を図ります。

(2) 社会教育系施設

表 17 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
図書館	生涯学習課	図書館	図書館 (市民文化会館との複合施設)	1,415	H20	盛町字下館下18-1
博物館等	博物館	博物館	博物館	2,058	S57	末崎町字大浜221-86
		文化財収蔵庫	収蔵庫	132	S40	大船渡町字赤沢22
		民俗資料保管庫	資料保管庫	93	H10	綾里字平館21-1
	教育総務課	埋蔵文化財収蔵施設	収蔵庫	301	H24	綾里字黒土田99-24及び 103-1の一部
		綾里倉庫 (旧綾里地区公民館)	資料保管庫	478	S47	綾里字岩崎9-3 外1筆
		〃	資料保管庫	33	不明	〃
		三面橋見学者用便所	トイレ	28	H22	末崎町字中森16-7
			合計	4,538		

※図書館は、市民文化会館から図書館分のみを抜粋した面積を記載しています。

【管理に関する基本的な考え方】

ア 図書館

市立図書館については、令和4年度から指定管理者制度を導入し、図書の貸出しや自主事業の開催等を行っています。

イ 博物館等

(ア) 市立博物館は建設から40年以上経過している施設であることから、維持管理計画等に従い、計画的な修繕・更新等に取り組むとともに、予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図ります。

(イ) 綾里倉庫については、築50年以上が経過した旧地区公民館施設を活用しており、老朽化が進んでいるため、施設機能の移転について検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

表 18 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
スポーツ施設	生涯学習課	市営球場	スタンド	-	S39	末崎町字大田142-8 外1筆
		〃	トイレ	41	H18	〃
		〃	車庫	14	不明	〃
		〃	車庫	15	R2	〃
		体育センター	施設管理事務所	317	S51	盛町字中道下1-1 外3筆
		市民体育館	体育館	3,878	S53	〃
		テニスコート	更衣室	64	S60	盛町字田中島13-6 外1筆
		弓道場	射場	190	S57	〃
		〃	的場	68	S57	〃
		田中島グラウンド	倉庫	15	S62	盛町字田中島25-2 外3筆
		〃	トイレ	22	S62	〃
		赤崎グラウンド	クラブハウス	175	H30	赤崎町字生形58-3 外1筆
		〃	トイレ	24	H25	〃
		三陸体育館	体育館	992	S50	吉浜字扇洞162-2
		三陸総合運動公園	トイレ	40	H3	綾里字黒土田56
		〃	倉庫	201	H25	〃
		B&G海洋センター	体育館	1,919	H2	綾里字黒土田56 外5筆
レクリエーション施設・観光施設	土地利用課	防災観光交流センター	防災観光交流センター	3,201	H30	大船渡町字茶屋前7-6
		旧三陸町観光センター	事務所	90	H6	越喜来字肥の田24-6
		通岡展望地	休憩舎	33	不明	末崎町字船河原148-1 外1筆
	観光交流課	通岡展望地さわやかトイレ	トイレ	30	H7	〃
		今出山観光用地	休憩舎	46	S58	猪川町字今出32-1 外6筆
		五葉山避難小屋	避難小屋	53	H30	地番不明
		〃	トイレ	8	不明	地番不明
		五葉山大沢小屋	休憩舎	19	不明	日頃市町字上甲子
		赤坂峠トイレ	簡易トイレ	26	H6	日頃市町字上甲子22-2
		赤坂峠機械室	機械室	5	H5	〃
		基石海岸レストハウス	店舗	1,062	S48	末崎町字大浜221-142
		基石岬東屋	東屋	7	H16	地番不明
		基石浜トイレ	トイレ	6	不明	地番不明
		穴通磯休憩舎	東屋	16	S63	末崎町字赤土倉152-1
		綾里海水浴場シャワー室・トイレ	シャワー室・トイレ	60	H31	綾里字白浜
		越喜来浪板海水浴場シャワー室・トイレ	シャワー室・トイレ	52	H30	越喜来字浪板
		吉浜海水浴場シャワー室・トイレ	シャワー室・トイレ	74	H30	吉浜字沖田
		千歳園地トイレ	トイレ	8	不明	吉浜字千歳233-5
		〃	〃	8	不明	〃
		甫嶺復興交流推進センター	宿泊施設	1,692	R2	越喜来字甫嶺134-2
	中央公民館	さんりく陶芸工房	陶芸工房	73	H11	〃
		鹿の森公園（森林体験交流センター）	本館	749	H12	越喜来字小出59-1 外
	農林課	鹿の森公園（緑と鹿のふれあい広場）	管理事務所	39	S64	〃
		〃	トイレ	18	H1	〃
		鹿の森公園（林業作業施設）	簡易作業施設	30	H14	〃
		〃	小規模作業施設	40	H14	〃
		鹿の森公園（森林総合利用施設）	総合案内休養施設	698	H4	〃
		〃	コテージA	203	H6	〃
		〃	バンガローA棟	132	H3	〃
		森林総合利用施設（フレアイランド尾崎岬）	総合案内施設	365	H3	赤崎町字鳥沢188-7 外
		〃	休憩施設	7	H3	〃
		〃	倉庫	19	H9	〃
		〃	コテージ	270	H9	〃
		〃	バンガロー（磯小）	29	H7	〃
		〃	バンガロー（羽衣）	29	H7	〃
		〃	バンガロー	172	H2	〃
		〃	バーベキューハウス	31	H2	〃
		〃	バーベキューハウス	42	H3	〃
		〃	洗い場	9	H2	〃
		〃	炊事施設	33	H2	〃
		〃	トイレ	21	H7	〃
		〃	トイレ	52	H2	〃
		合計		17,632		

※一つの建物で複数棟を有する場合があります。

【管理に関する基本的な考え方】

ア スポーツ施設（市営球場、市民体育館等）

- （ア） 市営球場、市民体育館、三陸総合運動公園等の一部施設については、指定管理者制度を導入し、施設管理・運営等を行っています。
- （イ） 市民体育館については、修繕・改修等による施設の長寿命化を図りながら、建て替え再整備による更新を見据え、防災拠点としての機能を兼ねた施設を目指し、施設・設備の詳細について検討します。
- （ウ） 点検・診断結果を踏まえ、大船渡市スポーツ施設整備基本計画や第2期個別施設計画に従い、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

イ レクリエーション施設・観光施設（鹿の森公園関連施設、フレアイランド関連施設、碇石海岸レストハウス等）

- （ア） さんりく陶芸工房については、施設の廃止について検討します。
- （イ） 観光関連機関・団体を通じた情報発信、広報活動の充実強化や旅行者への営業活動を推進するとともに、収入の増加に向けて、近隣施設等との連携を強化し、安定した経営を図ります。
- （ウ） 鹿の森公園関連施設、フレアイランド関連施設等の一部施設については、指定管理者制度を導入し、施設管理・運営等を行っています。
- （エ） 建設から30年以上経過している建物があることから、修繕が必要な箇所が増加していくと考えられ、維持管理に係る財源確保が課題となっています。今後は、設置目的、利用実態等を踏まえ、一定の役割を終えた施設については廃止を検討し、それ以外の施設については、点検・診断結果を踏まえ、第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕・更新等の実施に努めます。

(4) 産業系施設

表 19 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
産業系施設	農林課	畜産施設(小出)	機械室	2	S60	越喜来字小出59-1 外
		〃	堆肥舎	41	S54	〃
		〃	監視舎	42	S60	〃
		〃	乾燥舎	124	S60	〃
		〃	畜舎	66	S60	〃
		〃	畜舎	165	S54	〃
		〃	倉庫	182	S60	〃
		畜産施設(平根)	機械室	6	S60	〃
		〃	監視舎	42	S60	〃
		〃	乾燥舎	99	S60	〃
		〃	畜舎	76	S60	〃
		農産物加工処理施設	食肉処理場	38	H3	〃
		鹿の森公園(地域特産品加工施設)	共同作業所	108	H3	〃
		鹿の森公園(地域特産品生産施設)	生産施設	246	S63	〃
		総合交流ターミナル施設 (世界の椿館・基石)	総合交流施設	1,367	H9	末崎町字大浜280-1 外
	水産課	三陸ふるさと物産センター	体験施設	615	H12	越喜来字井戸洞95-27
		〃	トイレ	92	H30	〃
		三陸蓄養センター	蓄養施設	74	H28	越喜来字浪板16-1
		大船渡市魚市場	卸売市場	16,426	H26	大船渡町字永沢209
		〃	南側岸壁上屋	2,402	H28	〃
		〃	スクリーン棟	58	H26	〃
		〃	ポンプ室	8	H17	〃
		大船渡市製氷施設	製氷施設	282	H26	〃
	商工企業課	大船渡職業訓練センター	研修所	327	S63	盛町字みどり町13-4
		〃	研修所(増築棟)	420	H27	〃
		シーパル大船渡	勤労者施設	643	H3	盛町字二本杵8-6、11-1
	港湾振興課	大船渡港コンテナ用上屋倉庫	倉庫	2,062	H29	大船渡町字野々田124-3
合計				26,013		

【管理に関する基本的な考え方】

ア 畜産施設や農産物加工処理施設等の利用頻度が低い施設については、廃止する方向で検討します。

イ 総合交流ターミナル施設、三陸ふるさと物産センター等の一部施設については、指定管理者制度を導入し、施設管理・運営等を行っています。

ウ 総合交流ターミナル施設(世界の椿館・基石)は、第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕・更新等に取り組みます。

(5) 学校教育系施設

表 20 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
学校教育系施設	学校教育課	盛小学校	校舎（管理教室棟）	1,374	H22	盛町字沢川30
		〃	校舎（特別教室棟）	1,712	H22	〃
		〃	校舎（通級指導教室）	556	H22	〃
		〃	屋内運動場	982	S48	〃
		〃	プール専用更衣室	15	S45	〃
		〃	プール専用トイレ	15	H25	〃
		〃	プール専用機械室	14	H8	〃
		大船渡小学校	校舎（特別教室棟）	741	S53	大船渡町字笹崎67
		〃	校舎（特別教室棟）	1,679	S53	〃
		〃	校舎（管理教室棟）	817	H10	〃
		〃	校舎（管理教室棟）	1,606	S53	〃
		〃	屋内運動場	1,102	H19	〃
		〃	屋内運動場脇トイレ	14	H19	〃
		〃	プール専用付属室	54	H15	〃
		末崎小学校	校舎（教室棟）	567	S46	末崎町字山岸122
		〃	校舎（管理・教室棟）	1,749	S47	〃
		〃	校舎（管理・教室棟）	2,101	S47	〃
		〃	校舎（配膳室）	22	H18	〃
		〃	屋内運動場	1,059	H15	〃
		〃	屋内運動場脇屋外トイレ	45	H15	〃
		〃	倉庫	133	S47	〃
		〃	倉庫	61	S48	〃
		〃	プール専用付属室	36	S48	〃
		赤崎小学校	校舎	3,287	H29	赤崎町字山口8-4
		〃	屋内運動場	946	H29	〃
		〃	クラブ室	206	H29	〃
		〃	防災備蓄倉庫	33	H29	〃
		〃	プール附属室	93	H29	〃
		猪川小学校	第1校舎	2,855	S54	猪川町字轆轤石23
		〃	校舎（渡廊下）	53	S54	〃
		〃	第2校舎	787	S54	〃
		〃	校舎（教室棟）	334	S56	〃
		〃	屋内運動場	876	S51	〃
		〃	屋内運動場（トイレ・倉庫）	62	S51	〃
		〃	倉庫	151	S54	〃
		〃	プール専用付属室	14	S52	〃
		立根小学校	校舎（管理普通教室棟）	2,742	H3	立根町字上ノ台19-2
		〃	校舎（特別教室棟）	800	H3	〃
		〃	屋内運動場	1,136	H5	〃
		〃	クラブハウス	200	H5	〃
		〃	倉庫	134	H3	〃
		〃	プール専用付属室	61	H5	〃
		日頃市小学校	校舎	2,398	S55	日頃市町字関谷48
		〃	校舎（配膳室）	18	H17	〃
		〃	屋内運動場	684	S55	〃
		〃	屋内運動場	16	S55	〃
		〃	物置	50	S55	〃
		〃	倉庫	132	S42	〃
		〃	プール専用付属室	20	S48	日頃市町字関谷60-1
		〃	プール専用機械室	15	H7	〃
		〃	部室（クラブ室）	30	H1	〃
		大船渡北小学校	校舎（普通教室棟）	1,920	S49	大船渡町字山馬越68-2
		〃	校舎（普通教室棟）	362	S49	〃
		〃	校舎（管理棟）	987	S49	〃
		〃	校舎（特別教室棟）	1,358	S50	〃
		〃	校舎（特別教室棟）	1,169	S51	〃
		〃	屋内運動場	1,106	S51	〃
		〃	屋内運動場（トイレ）	23	S51	〃
		〃	プール専用トイレ、更衣室	50	S51	〃
		〃	プール専用機械室	13	S51	〃
		〃	倉庫	12	S50	〃
		〃	倉庫	49	S59	〃
		綾里小学校	校舎	2,391	H10	綾里字平館21
		〃	校舎	262	H10	〃
		〃	屋内運動場	750	S48	〃
		〃	屋内運動場（トイレ）	45	H10	〃
		〃	プール専用トイレ、更衣室	55	H25	〃
		越喜来小学校	校舎	3,553	H28	越喜来字小出24-4
		〃	屋内運動場	896	H28	〃
		〃	クラブ室	230	H28	〃
		〃	プール附属室	87	H28	〃
		〃	防災備蓄倉庫	40	H28	〃

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
学校教育系施設	学校教育課	吉浜小学校	校舎	2,137	H9	吉浜字扇洞185
		〃	倉庫	20	H9	〃
		〃	プール専用付属室	19	H19	〃
		〃	プール専用付属室	25	H19	〃
		第一中学校	校舎	7,075	R4	立根町字宮田89
		〃	屋内運動場	1,335	R4	〃
		大船渡中学校	校舎	5,424	S57	大船渡町字永沢94-1
		〃	校舎	741	S59	〃
		〃	校舎（配膳室）	25	S59	〃
		〃	屋内運動場	1,316	S57	〃
		〃	屋内運動場（渡廊下）	43	S59	〃
		〃	クラブハウス	200	S57	〃
		〃	プール専用付属室	52	S59	〃
		〃	プール専用付属室	25	S59	〃
		〃	部室（クラブ室）	78	S60	〃
		東朋中学校	校舎	3,556	H29	赤崎町字山口107-1
		〃	屋内運動場	1,412	H29	〃
		〃	防災備蓄倉庫	29	H29	〃
		〃	部室	21	H29	〃
		〃	武道場	381	H29	〃
		〃	部室	26	H29	〃
その他教育施設	北部学校給食センター	大船渡北学校給食共同調理場	学校給食調理場	168	S50	大船渡町字山馬越68-2
		〃	学校給食調理場	3	H21	〃
		〃	学校給食調理場	15	H21	〃
		大船渡学校給食共同調理場	学校給食調理場	200	S57	大船渡町字永沢94-1
		〃	学校給食調理場	11	H19	〃
		旧綾里学校給食共同調理場	学校給食調理場	174	H9	綾里字平館21-1
		北部学校給食センター	学校給食調理場	1,185	H26	立根町字萱中26-1
		〃	学校給食調理場（受水槽ポンプ室）	10	H26	〃
〃	学校給食調理場（排水処理機械室）	8	H26	〃		
合計				75,659		

【管理に関する基本的な考え方】

ア 学校教育系施設（市立小学校、市立中学校等）

- （ア） 施設規模が大きく、今後は施設の維持管理に多額の費用を要すると見込まれることから、文部科学省の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和3年3月）や「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成27年4月）を踏まえ、長寿命化計画の策定に取り組みます。
- （イ） 地域との合意形成を図りながら、「大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画」（平成29年2月）を踏まえ、望ましい学校施設の配置を目指します。

イ その他教育系施設（学校給食共同調理場及び北部学校給食センター）

- （ア） 学校給食共同調理場及び北部学校給食センターについては、点検・診断結果を踏まえ、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- （イ） 学校施設の統廃合を踏まえて集約した、学校給食共同調理場の効率的な運営を図ります。

(6) 子育て支援施設

表 21 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
こども園	こども家庭 センター	綾里こども園	園舎	785	H26	綾里字中曽根113-1
		越喜来こども園	園舎	650	H28	越喜来字小出24-24
		吉浜こども園	園舎	500	H23	吉浜字扇洞186
盛小学校放課後児童クラブ(さくらっこ)		放課後児童クラブ	147	H22	盛町字沢川30の一部	
大船渡小学校放課後児童クラブ(うみねこキッズ)		放課後児童クラブ	147	H25	大船渡町字笹崎60-3の一部	
末崎学童保育会希望の丘		放課後児童クラブ	－	S47	末崎町字山岸122 末崎小学校内	
赤崎小学校放課後児童クラブ(にここほっ子クラブ)		放課後児童クラブ	165	H29	赤崎町字山口8-4	
猪川小学校放課後児童クラブ(キッズクラブいかわ)		放課後児童クラブ	262	H21	猪川町字轡石33-1の一部 外2筆	
立根小学校放課後児童クラブ(たっせ学童クラブ)		放課後児童クラブ	170	H20	立根町字上ノ台19-2の一部	
日頃市小学校放課後児童クラブ(五葉キッズ)		放課後児童クラブ	92	H28	日頃市町字関谷48	
放課後児童クラブゆうゆう		放課後児童クラブ	－	S49	大船渡町字山馬越68-2 大船渡北小学校内	
綾里小学校放課後児童クラブ(りょうりキッズ)		放課後児童クラブ	103	H30	綾里字平館21	
おきらい放課後児童クラブ		放課後児童クラブ	143	R5	越喜来字小出24-4の一部	
吉浜小学校放課後児童クラブ(キッピン学童クラブ)		放課後児童クラブ	101	R1	吉浜字扇洞185	
			合計	3,265		

※小学校内にある施設は、独立した施設ではないため、面積を記載していません。

【管理に関する基本的な考え方】

ア こども園

第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕・設備更新等に取り組みます。

イ 幼児・児童施設（放課後児童クラブ）

保護者会、運営法人等と協議しながら、効率的な維持管理、運営に努めます。

(7) 保健・福祉施設

表 22 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
その他社会福祉施設	健康推進課	保健センター	保健センター	514	S58	盛町字下館下14-1 外2筆
	地域福祉課	Y・Sセンター	Y・Sセンター	3,344	H4	立根町字下欠125-12 外57筆
		Y・Sセンター倉庫	倉庫	66	H4	〃
		Y・Sセンター給水施設	給水施設	283	R4	猪川町字富岡29-15、立根町字下欠164-4
		合計		4,207		

【管理に関する基本的な考え方】

ア 保健センター

保健センターは、築 40 年以上が経過しています。施設の老朽化に伴い、修繕に必要な箇所が増加しているため、維持管理に係る財源確保が課題となっています。点検・診断結果を踏まえ、第 2 期個別施設計画に従い、計画的な修繕・更新等の実施に努めます。

イ Y・Sセンター

Y・Sセンターでは、指定管理者制度を導入し、施設管理・運営等を行っています。今後は、利用者の意見を踏まえつつ、適切な維持管理に努めます。

(8) 医療施設

表 23 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
医療施設	国保医療課	綾里診療所・歯科診療所	診療所	330	H22	綾里字平館75-2
		越喜来診療所	診療所	622	H8	越喜来字所通26-1 外2筆
		〃	車庫	66	H8	〃
		吉浜診療所	診療所	144	H10	吉浜字上野93-1
		合計		1,162		

【管理に関する基本的な考え方】

越喜来診療所は、建設から 30 年が経過し、今後、修繕が必要な箇所が増加していくと考えられることから、第 2 期個別施設計画に従い、計画的な維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

(9) 行政系施設（庁舎等）

表 24 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
庁舎等	財政課	市役所本庁舎	庁舎	5,230	S45	盛町字宇津野沢15-1 外8筆
		〃	庁舎（増築棟）	1,504	H3	〃
		〃	車庫	115	S54	〃
		〃	書類・備品保管庫	115	H9	〃
		〃	車庫	536	H6	〃
		〃	自転車置き場	36	不明	〃
		〃	自転車置き場	21	不明	〃
	三陸支所	大船渡市役所三陸支所	庁舎	819	H14	越喜来字所通26-1 外2筆
	綾里地域振興出張所	綾里地域振興出張所	庁舎（複合施設） ※綾姫ホールの一部	41	H22	綾里字平館75-2
	吉浜地域振興出張所	吉浜地域振興出張所	庁舎（複合施設）	97	H6	吉浜字上野93-1 外11筆（外2筆921.91㎡借地）
その他 行政系施設	財政課	小出倉庫	倉庫	167	H25	越喜来字小出59-404
合計				8,681		

【管理に関する基本的な考え方】

ア 本庁舎は、築50年以上が経過していることから、施設の建て替えを検討しながら、計画的な修繕・設備更新等に取り組みます。

イ 三陸支所については、第2期個別施設計画に従い、計画的な修繕・設備更新等に取り組みます。

ウ 綾里地域振興出張所及び吉浜地域振興出張所については、窓口事務の外部委託を行い、令和9年3月に廃止予定です。廃止後の施設は、地区センターとして活用する見込みとなっています。

(10) 行政系施設（消防施設）

表 25 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地	
消防施設	危機防災対策課	大船渡市防災センター（庁舎棟）	消防庁舎	3,216	H29	盛町字下館下35-1	
		〃（訓練棟）		122	H29	〃	
	消防署	消防署	消防屯所	第1分団第1部屯所	66	H23	盛町字権現堂2-19
				コミュニティ消防センター（木町）	124	H15	盛町字木町6-25
				第1分団第3部屯所	138	S55	盛町字内ノ目3-26
				第1分団第4部屯所	83	H27	盛町字内ノ目14-29
				第2分団第1部屯所	94	H28	大船渡町字野々田27-8
				第2分団第2部屯所	84	H29	大船渡町字新田45-11
				第2分団第3部屯所	85	H28	大船渡町字笹崎133-2の内 外3筆
				第3分団第1部屯所	89	H28	大船渡町字下平17-5
				第3分団第2部屯所	74	H12	大船渡町字宮ノ前26-2
				第3分団第3部屯所	84	H29	大船渡町字永沢51-27
				第4分団第1部屯所	104	H28	末崎町字小細浦44-7の内
				第4分団第2部屯所	72	S60	末崎町字鶴巻93-10
				コミュニティ消防センター（小田梅神）	58	H2	末崎町字小田8-2 外1筆
				第4分団第4部屯所	84	H30	末崎町字小中井108-7
				第4分団第5部屯所	84	H27	末崎町字大豆沢157-8
				第5分団第1部屯所	86	H31	赤崎町字長崎42-5 外
				第5分団第2部屯所	104	H28	赤崎町字鳥沢171-1 外2筆
				第5分団第3部屯所	84	H29	赤崎町字清水53-2、53-6の一部
				第6分団第1部屯所	84	H29	赤崎町字大立38-3の一部
				第6分団第2部屯所	99	H28	赤崎町字後ノ入13-15 外1筆
				コミュニティ消防センター（上三区）	84	S62	赤崎町字佐野36-2
				第7分団第1部屯所	66	H19	猪川町字久名畑98-39
				第7分団第2部屯所	66	H21	猪川町字長谷堂116-11
				第7分団第3部屯所	97	S54	猪川町字下権現堂8-11の内
				第8分団第1部屯所	84	H31	立根町字萱中70-4
				第8分団第2部屯所	115	S57	立根町字田谷3-1
				第8分団第3部屯所	77	R3	立根町字中野61-3
				第9分団第1部屯所	80	S61	日頃市町字関谷21-6
				コミュニティ消防センター（鷹生）	67	H8	日頃市町字下鷹生85-4
				第9分団第3部屯所	58	S57	日頃市町字平山42-4
				コミュニティ消防センター（長安寺）	72	H16	日頃市町字長安寺1-4
				第10分団第1部屯所	83	H22	綾里字港70-15 外2筆
				第10分団第2部屯所	84	H29	綾里字田浜上67-1
				旧コミュニティ消防センター（野形）	48	H10	綾里字熊之入116
				第10分団第4部屯所	75	R2	綾里字宮野42-1
				コミュニティ消防センター（小石浜）	54	H17	綾里字館ヶ森27-15
				第11分団第1部屯所	84	H27	越喜来字甫嶺45-22
				第11分団第2部屯所	89	H30	越喜来字仲崎浜185-26
				旧第11分団第3部屯所	84	H29	越喜来字井戸洞28-8
				第11分団第4部屯所	97	H28	越喜来字所通53-2の内
				第11分団第5部屯所	79	R4	越喜来字前田63-7
				コミュニティ消防センター（本郷）	73	H12	吉浜字上野2-1
				旧コミュニティ消防センター（扇洞）	60	H2	吉浜字扇洞7
				コミュニティ消防センター（根白）	73	H13	吉浜字根白66-1
				旧第12分団第4部屯所	50	H17	吉浜字千歳170-2
				合計			7,017

【管理に関する基本的な考え方】

ア 防災センターについては、第２期個別施設計画に従い、計画的な維持管理・修繕・設備更新等に取り組みます。

イ 消防屯所については、計画的な点検・修繕等により、老朽化対策や長寿命化を図ります。更新の際は、将来の地域別の人口動向等を踏まえ、本市全体としての消防能力の維持・向上に資するよう適正な配置を検討していきます。

(11) 公営住宅

表 26 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
公営住宅	住宅管理課	地ノ森団地 1～13号室	住宅	451	S35	大船渡町字富沢36-5 外
		地ノ森団地 67～86号室		683	S38	〃
		田中南アパート		1,065	H25	大船渡町字明神前23-5
		平団地 1～2号棟		266	H12	末崎町字平林96-2 外
		平団地 3号棟		339	H14	〃
		平団地 4号棟		339	H14	〃
		平団地 5号棟		750	H26	〃
		中井団地 1～12号室		410	S39	赤崎町字中井72-15
		中井団地 13～20号室		261	S40	〃
		沢田団地 1～12号室		430	S40	赤崎町字沢田105-2
		沢田団地 13～24号室		410	S41	〃
		佐野団地 43～62号室		690	S43	赤崎町字佐野36-1 外
		後ノ入東団地		899	H25	赤崎町字後ノ入44-1
		堀之内団地 1～12号室		463	S48	立根町字堀之内23 外
		堀之内団地 13～24号室		463	S49	〃
		堀之内団地 25～32号室		399	S51	〃
		堀之内団地 33～36号室		184	S51	〃
		菅生団地 9～28号室		690	S42	立根町字中野46-1 外
		菅生団地 29～36号室		299	S47	〃
		桑原団地 1～12号室		613	S52	立根町字桑原44-1
		関谷団地 1～4号室		209	S53	立根町字関谷20-1 外
		関谷団地 5～12号室		437	S53	〃
		関谷団地 13～24号室		655	S54	〃
		関谷団地 R I		328	H6	〃
		関谷団地 R II		1,613	H8	〃
		長安寺団地 1～12号室		430	S44	日頃市町字沼川16-1
		長安寺団地 29～36号室		299	S45	〃
		長安寺団地 37～48号室		430	S46	〃
		所通団地 2～5号室		255	H4	越喜来字所通105-1 外3筆
		所通団地 6～10号室		348	H5	〃
		所通団地 11～15号室		360	H6	〃
		横石団地 住宅1号		318	H7	吉浜字横石212
		横石団地 住宅2号		300	H8	〃
		横石団地（特公）		165	H9	〃
		野形団地 住宅1～5号		374	H11	綾里字坂本29 外3筆
		野形団地 住宅6～10号		396	H12	〃
		野形団地 住宅11～13号（特公）		258	H13	〃
		宇津野沢アパート		1,301	H26	盛町字沢川38-1 外
		下館下アパート		4,353	H28	盛町字下館下7-18 外
		赤沢アパート		1,600	H26	大船渡町字赤沢72-1 外
		上山東アパート		654	H26	大船渡町字上山3-1
		田中東団地 住宅1～3号棟		899	H25	大船渡町字明神前16-1
		田中東団地 住宅4～5号棟		551	H26	〃
		川原アパート		1,966	H27	大船渡町字野々田27-5
		野々田アパート		3,454	H28	大船渡町字茶屋前57-3 外
		平南アパート		3,712	H28	末崎町字平林87-1 外
		泊里団地		366	H27	末崎町字泊里105-7 外
		沢田南アパート		1,376	H27	赤崎町字沢田190
		後ノ入南団地		300	H27	赤崎町字後ノ入6-20 外
		大洞団地		765	H27	赤崎町字大洞124-1 外
		山口西アパート		954	H28	赤崎町字山口34-2 外
		蛸ノ浦アパート		999	H27	赤崎町字鳥沢37-1 外
		長谷堂東団地		3,389	H27	猪川町字長谷堂73-1 外
		下欠東アパート		2,918	H27	立根町字下欠1-7 外
		所通東アパート		1,416	H27	越喜来字所通27-6 外
		杉下団地		761	H27	越喜来字杉下138-2 外
		崎浜団地		502	H27	越喜来字仲崎浜121-1 外
		清水アパート		2,153	H26	綾里字清水54-4 外
		盛中央団地		4,866	S59	盛町字馬場23-7 外
					合計	56,534

※一つの建物で複数棟を有する場合があります。

【管理に関する基本的な考え方】

ア 公営住宅の入居者の募集や家賃回収等の管理については、指定管理者制度等を導入しています。今後は、指定管理者と緊密に連携及び情報共有を図りながら、計画的な維持管理・修繕・更新等の実施に取り組めます。

イ 「大船渡市公営住宅等長寿命化変更計画」（平成 28 年 10 月改訂）に基づき、公営住宅の統廃合や長寿命化に取り組めます。

(12) その他施設

表 27 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
その他施設	港湾振興課	三陸鉄道運行本部大船渡派出所	事務所	355	S58	盛町字馬場 地内
		〃	検収庫	465	S58	〃
		〃	地震計室	4	S58	〃
		〃	油庫	11	S58	〃
		〃	排水処理室	36	S58	〃
		〃	車庫	60	S58	〃
		三陸鉄道 盛駅	本屋	59	S58	盛町字東町裏 地内
		〃	待合所	38	S58	〃
		三陸鉄道 綾里駅	待合所	15	S45	綾里字宮野 地内
		三陸鉄道 恋し浜駅	待合所	11	S60	綾里字小石浜 地内
		三陸鉄道 甫嶺駅	待合所	15	S48	越喜来字甫嶺 地内
		三陸鉄道 陸前赤崎駅	待合所	20	H25	赤崎町字大洞 地内
		三陸鉄道 三陸駅	待合所	15	S48	越喜来字肥の田 地内
		盛駅前トイレ	トイレ	20	H12	盛町字東町裏 地内
		恋し浜駅前トイレ	トイレ	6	H11	綾里字小石浜123-4
	学校教育課	甫嶺駅前トイレ	トイレ	5	H10	越喜来字甫嶺 地内
		綾里駅前トイレ	トイレ	5	R7	綾里字宮野 地内
		教員住宅綾里第6・7号	住宅	66	S57	綾里字野形1-5
		教員住宅綾里第8・9号	住宅	70	S60	綾里字野形3-3
		教員住宅越喜来第1号	住宅	52	S54	越喜来字鬼沢74-3
		教員住宅越喜来第12号	住宅	37	H11	越喜来字所通53-2の内
		教員住宅越喜来第13号	住宅	37	H11	〃
		教員住宅吉浜第1号	住宅	49	S56	吉浜字上野84-8
		教員住宅吉浜第2号	住宅	50	S57	〃
		旧日頃市中学校	校舎（管理普通教室棟）	1,320	H1	日頃市町字関谷60-1
		〃	校舎（特別普通教室棟）	847	H1	〃
		〃	校舎（井戸水汲み上げ用機械室）	9	H1	〃
		〃	屋内運動場	1,130	H5	〃
		〃	クラブハウス	200	H5	〃
		国保医療課	〃	部室（クラブ室）	47	H1
	吉浜医師住宅		住宅	77	H11	吉浜字上野98-1
	市民環境課		おおふなと斎苑	火葬場	986	H11
		丸森墓園	格納庫	5	H3	大船渡町字鷹頭38-1 外2筆
		〃	トイレ	5	S47	〃
	水産課	鬼沢漁港トイレ	トイレ	12	H27	越喜来字鬼沢（鬼沢漁港内）
		砂子浜漁港トイレ	トイレ	12	H27	綾里字砂子浜（砂子浜漁港内）
		小石浜漁港トイレ	トイレ	12	H27	綾里字小石浜（小石浜漁港内）
		長崎漁港トイレ	トイレ	24	H29	赤崎町字長崎（長崎漁港内）
	土地利用課	浦浜地区緑地広場トイレ	トイレ	12	H30	越喜来字杉下24
	市民環境課	資器材保管庫	保管庫	56	S58	日頃市町字田代屋敷37-1
	財政課	旧蛸ノ浦小学校	校舎（普通教室棟）	802	S45	赤崎町字鳥沢10-2
		〃	校舎	1,203	S45	〃
		〃	校舎（会議室）	75	S46	〃
		〃	校舎（配膳室）	8	H17	〃
		〃	屋内運動場	553	S49	〃
		〃	屋内運動場 便所	24	S49	〃
		旧綾里中学校	校舎	2,513	S53	綾里字黒土田99-1
		〃	屋内運動場	854	H5	〃
		〃	クラブハウス	150	H5	〃
	市民協働課	旧末崎中学校	校舎（普通特別教室棟）	2,430	S61	末崎町字平林72-13
		〃	校舎（管理特別教室棟）	1,047	S61	〃
		〃	屋内運動場	1,237	S62	〃
		〃	プール専用付属室	50	H2	〃
〃		プール専用付属室	25	H2	〃	
〃		クラブハウス	200	S62	〃	
〃		部室（クラブ室）	79	H2	〃	
〃		部室（クラブ室）	40	H4	〃	
旧吉浜中学校		校舎	1,827	H2	吉浜字扇洞127-2	
〃		屋内運動場	856	H2	〃	
〃		機械室	9	H2	〃	
農林課		財産管理用倉庫	倉庫	42	不明	越喜来字杉下56-4
北部学校給食センター	旧末崎学校給食共同調理場	学校給食調理場	135	S61	末崎町字平林72	
	〃	学校給食調理場	20	H19	〃	
	合計			20,434		

※建築物以外の箇所（例：駐車場やグラウンドなど）については、第2期総合管理計画及び第2期個別施設計画で対象外としています。

【管理に関する基本的な考え方】

ア 鉄道施設

施設管理者である三陸鉄道株式会社が修繕履歴のデータを蓄積しています。岩手県と関係自治体が策定した「鉄道事業再構築実施計画」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、今後とも三陸鉄道株式会社、岩手県及び関係自治体との連携を図りながら計画的な維持管理の実施に努めます。

イ 教職員住宅

教職員住宅については、第 2 期個別施設計画に従い、計画的な除却を行う方向で検討します。

ウ おおふなと斎苑

建設から 25 年以上が経過し、火葬炉の老朽化が顕著であるため、第 2 期個別施設計画に従い、計画的な更新を図ります。また、指定管理者制度を導入し、施設管理・運営等を行っている施設であることから、指定管理者と緊密に連携及び情報共有を図りながら、計画的な維持管理の実施に努めます。

エ 公衆トイレ

指定管理者等と連携及び情報共有を図りながら、計画的な維持管理を実施します。また、利用状況によっては、施設の除却についても検討します。

オ 旧学校施設

空き校舎については、甫嶺復興交流推進センターのように、用途を変更して活用するなど、地域の意向や維持管理経費等を踏まえ、利活用の在り方を検討します。

(13) 公園施設

表 28 施設一覧

中分類	所管課	施設名	建物区分	延床面積 (㎡)	建築年	所在地
公園施設	土地利用課	吉野森公園	トイレ	12	H23	盛町字権現堂3－2
		佐倉里公園		12	H21	盛町字木町9－5
		館下公園		12	H18	盛町字館下5－2
		御山下公園		12	H19	盛町字御山下7－1
		みどり町公園		12	H20	盛町字みどり町10
		東町公園		12	H22	盛町字東町7
		天神山公園		41	H8	盛町字柿ノ木沢5－3
		盛川河川敷公園		36	H22	盛町字みどり町40地先
		地ノ森公園		12	H22	大船渡町字地ノ森25－25
		南笹崎公園		12	H22	大船渡町字永沢42－1
		永沢公園		9	R3	大船渡町字上平15－4
		上平公園		12	H31	大船渡町字上平22－1
		下平公園		13	R8	大船渡町字下平16－13
		宮ノ前公園		1	S45	大船渡町字宮ノ前25－3
		富沢公園		12	H15	大船渡町字富沢42－1
		台公園		8	H13	大船渡町字台15－1
		加茂公園		48	H22	大船渡町字明神前10－6 外2筆
		〃		東屋	33	H22
		笹崎公園	トイレ	9	H30	大船渡町字笹崎57－4
		夢海公園		53	H31	大船渡町字茶屋前106
		茶屋前公園		9	H30	大船渡町字茶屋前55-40
		おおふなと防災公園		35	R6	大船渡町字地ノ森35-13
		赤沢公園		9	H14	大船渡町字赤沢22
		下船渡公園		3	S55	大船渡町字下船渡26－1
		大田公園		12	H24	末崎町字大田37－229
		赤崎公園		14	R8	赤崎町字山口80－15
		佐野公園		9	R3	赤崎町字沢田56-1の内
		石橋前公園		12	H30	赤崎町字石橋前1－10
		諏訪前公園		12	H30	赤崎町字諏訪前42－3
		下権現堂公園		12	H31	猪川町字下権現堂105－13
		前田公園		12	R2	猪川町字前田15－16
		猪川公園		12	R2	猪川町字前田2－4
		中井沢公園		12	R2	猪川町字中井沢9－8 外3筆
		轆轤石公園		12	R2	猪川町字轆轤石10－7
		上手公園		12	H23	立根町字平田32-1 外1筆
		鬼越ふれあい公園		26	H7	猪川町字藤沢口37-12地先
		合計	584			

【管理に関する基本的な考え方】

ア 「大船渡市公園施設長寿命化計画（平成 30 年 10 月策定）」により、「事後保全型」(※1) の管理方法に加え、遊具を中心に「予防保全型」(※2) の管理を行います。

※1 事後保全型：劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で修繕・更新を行う管理方法。

※2 予防保全型：劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、劣化・損傷を未然に防止することを目的として修繕・更新を行う管理方法。

- イ 定期的な点検、消耗品の交換、塗装等を行うことにより、個々の施設の長寿命化を図り、施設更新に要するコストを縮減し、安全安心な公園の維持に努めます。

(14) 上下水道施設

【管理に関する基本的な考え方】

ア 上水道施設

- (ア) 「大船渡市水道事業経営戦略（令和6年3月策定）」（以下「水道事業経営戦略」という。）に基づいた施設や管路の維持管理、修繕等を行います。
- (イ) 施設の維持管理に当たっては、日常の点検はもとより、定期的に精密保守点検を実施し、施設の状況と健全度を把握することにより、修繕等による施設の長寿命化に努めます。
- (ウ) 水道事業経営戦略では、将来投資経費の試算について、ダウンサイジングやスペックダウンを考慮していません。これらの投資経費縮減の施策を事業費試算に反映させるためには、更新時期や施設規模について、より詳細な検討が必要であることから、定期的に行う経営戦略の改定の際に精査します。
- (エ) 令和5年6月に内閣府が策定した「PPP／PFI推進アクションプラン」では、「ウォーターPPP」の活用を目指すことが示されました。先行事例を参考にしながら、経費削減を根底とした本市に合った官民連携の事業スタイルについても研究を進めていきます。
- ※ウォーターPPP：水インフラ（上下水道等）の分野において、民間のノウハウや創意工夫を活用した施設の維持管理・更新等を行う官民連携手法。人口減少や財政制約が進む中でも質の高い公共サービスを持続的に提供するための選択肢として全国の自治体で導入が進められている。
- (オ) 上水道施設は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、今後も廃止は行わないものとします。

イ 下水道施設

- (ア) 「大船渡市下水道事業経営戦略【改訂版】（令和5年3月策定）」に基づいた施設や管路の維持管理、修繕等を行います。
- (イ) 本市では、管路整備の推進に伴い接続戸数が増加したことにより、処理水量が年々増加し、汚水処理施設の処理能力の増強が課題となっていたことや、管路の整備等による建設改良費や維持管理費の増大等が不可避である一方で、将来的な使用料収入の減少が見込まれる状況を踏まえ、

大船渡浄化センターにおいて官民連携（P P P）手法の導入による包括的民間委託を平成 30 年度に開始しており、今後も継続して実施できるよう努めます。

（ウ） 今後は、施設の老朽化対策事業が増加します。事業の実施においては、職員数の不足が懸念されることから、官民連携事業による民間活力の活用についても検討を行い、必要事業量を適正に実施できるよう努めます。

（エ） 下水道施設は、市民生活を支える上で必要不可欠な基礎的インフラであることから、今後も廃止は行わないものとします。

（15） 道路

【管理に関する基本的な考え方】

ア 国土交通省の舗装点検要領に基づき、定期点検を実施し、維持管理等の優先順位を定めた維持管理に取り組みます。

イ 「大船渡市道路事業実施計画」（令和 3 年 3 月策定）に基づき、維持管理や修繕等を行います。

ウ 修繕に当たっては、長寿命化を意識した工法の導入を検討します。

エ 限られた財源の中での確実な維持管理・修繕等に取り組みます。

（16） 橋りょう

【管理に関する基本的な考え方】

ア 本市が管理する橋りょうの中で、建設後 50 年以上経過する高齢化橋りょうは、全体の 17%を占めており、20 年後には 80%が高齢化橋りょうとなります。このことから、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、適切な管理を行うことで橋りょうの耐用年数を延伸し、コストの縮減に努めます。

イ 「大船渡市橋梁長寿命化修繕計画（令和 6 年 12 月一部改訂）」において、限られた財源の中での耐震化及び長寿命化を図るため、新技術の導入や橋りょうの集約などを検討します。

（17） 漁港

【管理に関する基本的な考え方】

ア 漁港及び海岸保全施設の点検調査及び機能診断を定期的に行うとともに、「水産物供給基盤機能保全計画」及び「海岸保全施設長寿命化計画」（令和 3 年 3 月策定）を個別施設計画として位置付け、更新コストの縮減及び平準化を図りながら、長期的な視点に立った維持管理に取り組みます。

イ 漁港については、水産業にとって必要不可欠な施設を良好な状態で維持・活用するため、水産物供給基盤機能保全計画に基づき、機能保全工事等の対策を行います。

ウ 海岸保全施設（防潮堤等）については、将来にわたり背後地を防護する機能の信頼性を確保するため、海岸保全施設長寿命化計画に基づき、効果的かつ効率的な維持管理を行います。

(18) 公園

【管理に関する基本的な考え方】

ア 「大船渡市公園施設長寿命化計画（平成 30 年 10 月策定）」により、「事後保全型」(※1)の管理方法に加え、遊具を中心に「予防保全型」(※2)の管理を行います。

※1 事後保全型：劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で修繕・更新を行う管理方法。

※2 予防保全型：劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、劣化・損傷を未然に防止することを目的として修繕・更新を行う管理方法。

イ 定期的な点検、消耗品の交換、塗装等を行うことにより、個々の施設の長寿命化を図り、施設更新に要するコストを縮減し、安全安心な公園の維持に努めます。

第2期大船渡市公共施設等総合管理計画

令和8年9月策定

大船渡市

（問合せ先）〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市総務部財政課（管財係）

電話：0192-27-3111（内線219） FAX：0192-26-4477